

平成29年12月12日(火曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	矢野昭三	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	山崎正男		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
町参事		総務課長	宮川茂俊
情報防災課長	徳廣誠司	税務課長	尾崎憲二
住民課長	藤本浩之	健康福祉課長	川村一秋
農業振興課長	宮地丈夫	まちづくり課長	金子伸
産業推進室長	門田政史	地域住民課長	矢野雅彦
海洋森林課長	今西文明	建設課長	森田貞男
会計管理者	小橋智恵美	教育長	坂本勝
教育次長	畦地和也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議 事 日 程 第 2 号

平成 29 年 12 月 12 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 一般質問

## 議 事 の 経 過

平成 29 年 12 月 12 日

午前 9 時 00 分 開会

議長（山崎正男君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくをお願いします。

諸般の報告をします。

陳情第 31 号は継続審査に、また、34 号は審査未了となりましたので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、澳本哲也君。

5 番（澳本哲也君）

おはようございます。

今回は 2 点について質問をさせていただきます。

まず、今回も住宅の建て替えについて質問を致します。

これは 2 度目の質問ということで、いかに住民が不安な日々を送っているかということが分かると思いますので、早急な取り組みをお願いします。

犠牲者ゼロを目指し、防災計画の見直しや防災教育の充実などソフト面、津波避難タワーの建設、そして避難道、避難広場の整備、ハード面も今まで町長を先頭に積極的に町が取り組んできてくれました。一般住宅の耐震化もある程度、数字もきちっとした成果が出ております。しかし、町内には町営住宅、改良住宅、404 戸あるがですけども、180 戸が耐用年数が間近に迫っているという現状です。

以前の一般質問でもお聞きをしましたがけれども、改良住宅など耐震性に問題があり工事ができないという回答でありました。よって、中長期的に建て替えについて検討していくという回答がありました。

町の大型施設もほぼ耐震工事が完了しまして、残るは公営住宅、改良住宅だけになりました。財政的な課題が大きいと思いますけれども、公営住宅、改良住宅の耐震化が推進できない実態がある中で耐震性が確保されない住宅の入居者は、いつやってくるか分からない恐怖と日々向き合っているということでもあります。

入居者の人たちが対策の置き去りにならないように、一日も早く安心して生活ができる住宅環境を整備するために、公営、改良住宅の建て替え、そして耐震問題の解決に向けて早期的な取り組みが急務と考えます。

そこでまず、まちづくり課長にご質問します。

来年度からの公営、改良住宅問題について、町としてどのような取り組み、また、どのようなアクションを起こすか、まず伺います。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

おはようございます。

それでは通告書に基づきまして、澳本議員の 1、公営、改良住宅建て替えについてのカッコ 1、来年度からの

取り組み計画はどうなっているのかについてのご質問にお答え致します。

計画につきましては、昨年の6月議会でも澳本議員からのご質問で答弁をさせていただきましたが、まず町営住宅、万行第1団地および第2団地の建て替えを進めてまいります。役場新庁舎へ上がる町道新庁舎防災広場線西側用地を造成し、建設を致します。

来年度、平成30年度建設予定地への町道改良事業の道路詳細設計ならびに町営住宅の実施設計を行います。その後、平成31年度から町道改良工事に着手し、町営住宅建設地の造成完了後、建設工事に入る計画でございます。

期間的には、町道設計、町営住宅設計、そして現地の町道および造成工事に約3年を見込んでおりまして、町営住宅建設工事に着手するのは早くも平成33年度からの予定としております。

また、万行第1団地、第2団地建設後に、引き続き町営住宅、改良住宅の建て替え、修繕に向けての取り組みも来年度から行い、入居者の方々、地域の関係者とともに、黒潮町内の公営住宅再編計画の策定を実施してまいります。

以上です。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

ほんで、33年度からということ。

ほんで34年度から改良住宅の方がある程度の予定をしていくということ間違いのないと思うがですけども、地域のあの実態調査ということもあると思うがですけども、その点は。

まず、どのように計画をされてるのでしょうか。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

地域の実態調査、入居者の関係につきましても、来年度、先ほど答弁させていただきました公営住宅再編計画の中で一緒にやっていきたいと考えております。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

それではですね、まずその実態調査、まず聞き取りらあもあると思うがですけども。

そうなった場合ですね、まず町民館の職員がおられるがですけども、ぜひですね、そこらへん。町民館の職員も一緒に、まちづくりも一緒にですね、実態を知るということは一番大事だと思います。町民館の作業にとって、できたらですね、町民館の方の職員も参加していただき、その実態調査を実施できないでしょうか。

よろしくお願いします。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは、澳本議員の再質問にお答え致します。

来年度実施を計画されております移転対象者への実態調査ということでございますが、これにつきまして大

方町民館の職員も同行することを考えております。

なお、詳細につきましてはまちづくり課の方と検討して進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

ほんとにですね、これは特にほんとに言われるんですけども。まず、ほんとに揺れたら崩れるというのがほんとに皆さんもう知っておってですね、一日も早く、何といても対応をよろしくお願ひしたいということで、まず、ほんで2 問目もその関連について質問致します。

万行、横浜にですね、それぞれ避難タワーが整備してくれておりますけれども。避難訓練、僕も参加したんですけども、地元の住民より問題提起をしてくれました。

両方の部落がですね、改良住宅はあります。せっかく津波避難タワーがあるのに、この周りの住宅が耐震ゼロなら揺れるとすぐ崩れると。ここしか避難するところがないのに、ここまで来るのに住宅は崩れて道も通ることができん、どうすりゃええがぜよということをよく聞きました。

そして、建築業者に一度聞いてみると、やはり改良住宅はブロック構造ということで、揺れたら即崩れるというのがもう前提だそうです。そして、屋根の瓦も非常に危険だということでした。

まず早急にですね、津波避難タワー、避難道に面している改良住宅の問題はほんとに早急にやっついていかないかんがじゃないかと思うんですけども。

まずこの2 問目の、地域の実態を踏まえ早急な取り組みが必要な場所もあるというがはこのことであります。このことはどういうふうに町としてとらえているのか、よろしくお願ひします。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、澳本議員の1、公営、改良住宅建て替えについてのカッコ2、地域の実態を踏まえ早急な取り組みが必要な場所もあるが、町として理解しているかについてのご質問にお答え致します。

CB 構造、コンクリートブロック造りの住宅につきましては耐震性に疑問がありとしており、震災が起きた場合、倒壊の危険性がございます。避難する道路もふさいでしまう可能性もありますので、早急な取り組み、対応が必要であると認識をしております。

地域の皆さまにはご不安とご心配をお掛けしていることは町として理解をしているところでございますが、カッコ1 で答弁させていただきましたとおり、今後、入居者および地域関係者ととも公営住宅再編計画を作成した後、順次、建て替え等に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

順次やっついていくということで、本当に積極的な町の取り組みにありがたいと思っております。

そしてですね、3 番目いきます。

何といても財政的な面が一番だと思っております。これまで町として県、国に対し、この住宅問題を提起

したことがあるかないか。そして、要望活動はあるかということをお尋ねを致します。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、澳本議員の1、公営、改良住宅建て替えについてのカッコ3、財政的な課題はあると思うが、県、国に対しての要望活動はこれまでできているのかについてのご質問にお答え致します。

これまで県、国に対しての要望活動については行っていなかったのが現状でございます。

今後は、来年度の公営住宅再編計画に基づき、社会資本総合交付金事業への要望を行い、公営、改良住宅の建て替えおよび修繕事業を計画的に実施してまいります。

以上です。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

それでは、何といても来年度からちゃんと計画を持って、今年はこのをやるというようなことで間違いのないと思いますが、間違いはないですかね。

最後によりしくお願いします。計画を。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

予算要求等も行っておりまして、国への要求も今後継続的に行ってまいりますので、間違いございません。

以上です。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

ほんとに緊急性を要することですので、ほんとによりお願いを致します。

第2 問目いきます。

今回、防災と人権という内容で1 問質問を致します。

なかなかあまりにもですね、この防災と人権と、難しいとは思いますが、やはり基本的な問題だと思うので、僕は質問をしたいと思います。

黒潮町の住民の皆さまは、まず防災意識は他の市町村に比べてはるかに僕は高いと思っております。しかし、人権意識はどうかということに疑問に思っております。中学校や小学校、そして卒業生なんかは、しっかりとこの人権教育も学び卒業し、ほんで日々生活をしているんですけども、やっぱり 50 代とか 60 代とか 70 代、高齢者になるにつれて、この人権問題、人権意識というものが薄れてきているのではないかと思っております。

まず、災害が起きれば避難所生活での共同生活をしなければいけません。東日本大震災のときに震災関連死の方は3,000 人を超え、原因の多くは避難所での生活が直結してると言われます。非常時においてお互いの人権を尊重していくためには、たくさんの課題があると思っております。

高齢者、そして障がい者、子ども、女性。さまざまな災害の弱者の立場になって考え、行動することの大切

さ、プライバシーの問題など、ほんとにたくさんの課題があります。普段からさまざまな配慮ができ、人を大切に、人間を大切にすることによって、住みやすいまちづくりができ、災害に強い、防災に強いまちづくりができるとしております。町としてこれまでさまざまなハード事業に取り組んできましたが、これからは特に災害、防災と人権など、ソフト面の取り組みも重要だと考えております。

そこで、これまでの防災と人権の取り組み。何か町がこういうことを起こした、アクションを起こしたということがありましたら教えていただきたいと思います。どうでしょうか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

おはようございます。

澳本議員の一般質問1、防災（災害）と人権についてカッコ1、今まで防災の中で人権問題について取り組みがあったかのご質問にお答え致したいと思います。

現在までに防災の中で人権に特化して取り組んだということはございません。

しかしながら、これまで取り組んできた防災対策は避難放棄者を生み出さないことを理念とし、人権の基本である、命を守る、一人の犠牲者も出さないための南海トラフ地震、津波対策を行ってきたところでございます。

防災と人権は切り離すことができません。災害は多くの人命を危険にさらし、被災者の生活や働く場を奪い、身体的にも精神的にも傷つき、ストレスを感じます。議員ご指摘のとおり、そういった状況の中、命を守った後の命をつなぐ対策の中では災害発生後の避難生活がでございます。避難所では一人一人の被災された方々の状況を理解し、人権に配慮しながら支援していくことが大切です。そのためには周囲の人との助け合いや、お互いを思いやり、共感し合い、優しさを持つことが重要となってきます。

避難所運営の訓練等により、避難所生活におけるさまざまな課題の解決については人権尊重が必要であるといったことを認識してもらい、理解していただくことで、今後取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

今後取り組んでいくということで間違いはないですとは思いますが。

2問目ですね、今後の人権問題、人権学習についての計画ということで、町全体での人権啓発の取り組みはまだまだ弱いのではないかと感じております。

これは僕の案というか、こういったことをやったらどうだかということをお願いします。

防災の取り組みの中で防災の教育の中に、必ずこれからの人権問題を取り入れる。そして、避難訓練などの後にですね、区長さんなどの協力を仰ぎながら、この人権教育も一緒にやっていく。人を思いやる、人間を大切にすること、もう一度町全体で取り組めないかということをご質問します。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、澳本議員の2、防災と人権についてのカッコ2番の、今後の人権問題、人権学習についての計画はあるかのご質問についてお答え致します。

東日本大震災のときには、女性に対する人権侵害や子どもに対する人権侵害が発生したと聞いております。災害時という非日常の中では、そのストレスの矛先が周囲の人に向かってしまいまして、知らず知らずうちに誰かを傷つけたり、人権を侵害してしまう恐れがございます。

従いまして、現在のところ具体的な計画はございませんが、先ほど申しました女性や子どもをはじめ、障がい者、高齢者に対する人権侵害などが発生しないように、女性からの視点を生かし、人権意識を高めることも災害への備えであると考えておりますので、今後、防災にかかわる人権研修を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

南国市が、多分これ広報だと思いますけども、人権特集ということで災害と人権とか、こういうことをですね、広報なんかでも一生懸命やっております。

こういうことを町として、日々、広報なんかを通じて何かできないかなと思うがですけども、まずどうでしょうか。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは、澳本議員の再質問にお答え致します。

南国市の方では、防災意識とともに人権意識を高めようということで人権特集のページを一つ作っております。これをちょっと参考にしながら、私たちの方も検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

特にですね、本当に僕はこの防災、特に災害が起こったときに、いかにこの、人は助け合い、そして人をお互い大事にし合うというのは、ほんとにこれからの黒潮町のまた課題が一つ増えたがじゃないかなと思うがですけども。

最後に町長。この防災と人権について、これからほんとに真剣に取り組んでくれるか、決意表明がないでしょうか。お願いします。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、答弁させていただきます。

黒潮町が進めているあの総合的な防災を掘り下げて掘り下げていきますと必ず、言葉がその人権ということに当たるかどうかは分かりませんが、同じニュアンスのことになります。

特にですね、これ自分たちがコントロールするということではなくて、例えば今作成していただいております地区防災計画の枠組みの中で地域の皆さんが自主的に話し合いをいただき、例えば避難所ではこういうこ

とが起り得るんじゃないか、あるいはこういうところに配慮する必要があるんじゃないか。それらはすべて人権として特化をしていなくても、まさに人権のそのカテゴリーになると思ってます。できればそういったところから、自主性をしっかり担保しながら芽が出てくることをしっかりと伸ばしていくというのが自分たちに求められる姿勢ではないかなと思っております。

随分、災害について、あるいは防災についての理解も深まってまいりました。この次の段階は必ずそういうところに議論が向かうはずです。また、そう確信を致しております。

従いまして、しっかりとそのサポートを行政としてもしていきたいと思っております。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

今回はですね、本当に住宅の建て替えの問題も来年度からしっかりと計画的にやってくれる。

そして、この防災と人権についても来年度からもきっちりやってくれるということで、本当に満足した一般質問でした。

すごい早いですが、僕の一般質問を終わりたいと思っております。

どうもありがとうございます。

議長（山崎正男君）

これで、澳本哲也君の一般質問を終わります。

この際、9時40分まで休憩します。

休 憩 9 時 23 分

再 開 9 時 40 分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、矢野昭三君。

4 番（矢野昭三君）

それでは、通告致しておりますことについて質問をさせていただきます。

その前にですね、実は拳ノ川という所である若者が、アームレスリングの全国大会がございまして、55キログ級ではございますが日本一になったということがございましたので、一応皆さんにお知らせをさせていただきたいと思っております、発言しておるわけでございます。一つでも明るい兆しかなと思っております。

それでは通告によりますところ1番、町長の姿勢について質問を致します。

まずカッコ1番で、太平洋戦争終戦までには若くして祖国や郷土の安泰を願い、ご家族を案じつつ酷寒、炎暑の戦陣に赴き、護国の礎をして若き命を捧げられました。こんにちまでご家族、ご親族、言い表せない大きなご心痛、ご苦労があったことと思っております。そして今もなお、苦しい思いをされているご家族がおいでです。

そこでですね、私はこの問題を平成25年12月議会でもこの場において質問をさせていただきました。この忠魂墓地等の管理でもございますが、そのときの答弁は、これから地域の実情の把握に努めてあらゆる選択肢を残してままでいかようにして維持管理をしていくのか。忠魂墓地のことです。という、こういったことにも努めてまいりたいと思っておりますという答弁をいただいております。

それで、ある一定時間も経過しました。ご遺族の中でも、だいぶお別れした方もいらっしゃいます。そうい

ったことから急いでこの方向を決めていただかないといけないと、こんなふうに考えておるんですが。実は、この若い方々、先人を含めて望んで行ったというようなことは、ほとんどないと思っております。

ここに少し古くなりますが、明治 22 年に大日本帝国憲法施行されております。20 条に、日本臣民は、法律の定めるところに従い兵役の義務を有す。これ、従わなかったら大変な罪に問われまして、えらいことになるわけですね。本人はもとより家族も。で、そのころには、明治 19 年ごろには各県に兵事課という課があったようございまして、その兵事課の課長がその各集落の方にですね、町へ行って軍人待遇奨励規約ですね、そういったものを作る指導をしておったようございまして。それはですね、実はこのわが村の中にも軍人奨励規約というものが、本来は先の終戦時連合国が乗り込んできたときに、陸軍省においてそれらのものは一切処分するという命令を発しております。

ところが、その命令が届かなかったのか、当時は命令というのは伝達ということで全部来ております。陸軍の発した命令を、県知事。県知事というのは、国が選挙がございませんでしてね、当時は、内務省から派遣人事で知事が来ておる。それは大体警察官僚なんですよ。それが市町村に全部命令して、伝達と称して命令かけて、そのときに処分せずに残っておったものが。これね、この前 25 年にもこの場で私、確か見ていただいたと思うんですが、こんなもんですけど。これはもともとあったものを明治 27 年の旧正月 7 日に、軍人待遇奨励規約。これは一つの村を戸数 60 戸くらいある村でも、これ一組として事に当たると。その終わりの方には、戸主全員の名前が載っております。そういったものを作ってですね、みんなで戦争に向けていく体制をつくっておったわけです。これ明治のことでございまして、その後ですね、先の太平洋戦争のときには、昭和 18、19、20 年と。これ高知県知事は高橋三郎という、これ内務官僚で、警察上がりです。その方がですね、高知県へ着任したとき、全部県下の市町村長を集めて訓辞をしております。その訓示の中身は、まあいろいろ言っておるんですけど。時局は今や食うか食われるかの決戦段階にある。県民はこの際直ちに総力を結集して、国家の支柱とならなければならない。その意味で、農業水産業を主とする本県のごとき所では、15 の努力目標として、何をおいてもまず食糧増産におき、国家の食糧対策に万全の協力をすることが急務だと考える。これが一番最初に言われた言葉だと思っております。というのは、今私が読み上げたのは、高知県近代史。県立図書館にあります、この本は。残念ながら県庁へ行って聞いても、この辺の話は資料がないということで、何も言ってくれません。

それでさらに、大日本政治会高知県支部。これ戦争遂行するための一つの組織なんですが、これには共同声明を発表してますが、高知県町村会長、佐野友次郎。高知県議会議長、片岡信滋ですか。それまでにもそういったずっと体制を作ってきておまして、否応なく行かんといかん。

それからさらに、そのこういった形で高知県に対して、全国陸軍省から県に対して、これこれの兵隊を出しなさい。これこれのお金を出しなさい。これこれの食糧出しなさい。この命令に従わん者は厳重に罰せられるであろう、ということを書いたものがございます。

そういったものの中、市町村長も各集落で人間を集めて、区長、校長、そういった人を集めて、この戦争を遂行するための命令を伝達しております。そういったことを考えたときにですね、現状のその忠魂墓地。私は一通り旧佐賀町内、白田川の忠魂墓地、それから入野の慰霊塔いうんですかね、それ拝見させていただきました。やっぱりね、管理不十分でして。管理不十分というか、戦争は本人の意思かわりなく行った。国のために働いた。しかし今になってみると、その特別の存在であった兵隊さんの忠魂墓地が荒れ果てている。こんなことがあってええはずがないと思っております。ここは地域の皆さんどう考えますかとかいうことでなく、国、県、町はこういうふうに考えているんだが、ご遺族の皆さま方含めどのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞かせくださいと。こういうことがあってしかるべきと考えております。

そこで、マル1の戦没者の霊を慰め、ご遺族等のご苦労また今後の安寧を願い、平和公園のような施設を設置することが必要であると考えているが、伺います。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、矢野議員の一般質問の1、町長の姿勢についてのご質問のカッコ1のマル1、戦没者の霊を慰め、ご遺族等のご苦労また今後の安寧を願い平和公園のような施設の設置について、通告書に基づきお答え致します。

平成25年12月議会において、矢野議員から戦没者の墓地の管理に関するご質問があり、また、県からの依頼により町内3遺族会の協力の下、町内に建立された民間建立戦没者慰霊碑の状況調査を行っております。

当時、墓地の維持管理につきましても、これまで遺族会長を中心に、担当課と協議をしてきた経過がございます。

町としましては、各遺族会によって、これまでの忠魂墓地の建立経過や維持、管理の仕方について異なることから、遺族会の皆さまとともに協議し、町民の皆さまが恒久平和を願い、後世に受け継いでいくために、議員ご提案の平和公園のような施設の設置について、維持管理も含めて考えていく必要がありますので、遺族会を中心に行政も一緒に考えていきます。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

遺族会を中心に考えていきますというのは分かるんですが、それは大事なことです。けど、それをいつ起こすのか。その行動をいつ起こすのか。そこが大事なんです。

基本的には、先ほどから延べましたように国、県、町と来て、その命令がそのまま伝達していったもので、コメもどっさり出さない。国債もどっさり買わない。それに従わったら後でひどい目に遭いますよということを言われた中でやってきて、大変な目に遭ってるんですよ。その尊い命のお陰で、今日の平和があり、この繁栄があるんですよ。

だからね、主体的に行政がやってもらわないと困るんですよ。私が言っておるのはそこなんです。

アクション、行動を行政がいつ起こすか。そこをお聞きします。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

いつ行動を町が起こすかということですが、早急に遺族会と維持管理も含めてですね、協議を行いたいと思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

早急とは、いつを指しておりますか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

今年度中には協議を行います。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

はい、分かりました。積極的に動いていただけることを期待しております。

次、2 番ですね。各集落などには、高齢化、転出などにより忠魂墓地の清掃などができずに荒れ果てた状態であり、どのように考えているか問います。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、矢野議員の一般質問の1、町長の姿勢についてのご質問のカッコ1のマル2、各集落などには、高齢化、転出などにより忠魂墓地等の清掃などができず荒れ果てた状態であり、どのように考えるかについて、通告書に基づきお答え致します。

現在、大方地域には、入野に忠霊塔、有井川に忠魂墓地があり、それぞれ遺族会が清掃をされています。しかし、遺族会の会員の皆さまも高齢となり、清掃をすることも厳しくなっている状況は、これまで遺族会長よりお聞きしていることから、町では補助金でサポートをしています。その補助金を活用し、大方地域の遺族会では、毎年お盆の時期や町の追悼式を開催するときに、町シルバー人材センターに依頼するとともに、白田川地区では会員の皆さまと一緒に草刈りをしている状況です。

佐賀地域においては、平成26年に戦没者等の墓地の調査をし、14カ所の墓地があり、大方地域と同様、各地区の遺族会が維持管理を行い、調査当時は管理状態が良好な墓地が多くあったような傾向でした。しかし、遺族会の皆さまや地域の皆さまも高齢となり、地域で維持管理が困難となっていれば、遺族会を中心に、今後どのように墓地を維持管理していくか協議をしていただくことが望ましいのではないかと思います。

忠魂墓地は、地域の皆さまが長年守り続けてきた墓地だと思います。年齢を重ね清掃等ができないのであれば、何もしなくなるのではなく、行政の方でも遺族会と協議していきます。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

旧大方町史を見ますと、この入野の分については議会で提案し、この忠霊塔ですか、については可決され、そしてこの塔が建設されたということがございますね。これ、行政がやったんですよ。議会で提案されて可決。ただ、どこまで行政がやったのか、負担がどうなったのかということまでは私には分かりません。白田川については忠魂墓地。白田川については議会で諮ったというような記録は、大方町史にはございませんね。ご承知やと思うんですけど。

旧佐賀については、そういったことがなかなかよう探しません。どういうわけで各大字ごとにそういう忠魂

墓地が形になったのか、ちょっと分かる資料がございません。残念ながら。ただ、ずっと回ってお聞きしますと、各集落集落で部落の行事としてやったとか、そういったようなところが大半でございますね。

集落でも、中角は上分というような言い方をされておまして、大字佐賀ではございますが、お宮を境に上流下流で上分、下分となっております、中角というところは別でございます。それ以外は、大字佐賀という所は1カ所ということになっております。

それでこの、どういう形で、これからそういう戦争で亡くなられた方お祭りしていくのかということについてをですね、先ほどから言ってますように行政がですよ。行政が、よくそのご遺族等とお話をさせていただいてですね、石碑は残ってるんだけど、もう中は改装した所もあるし、それから、転出されておる。そういった所、ご遺族はなかなか連絡一つにも難しいことがあると思うんですが。

再度お聞きします。それも年度内に取り組んでいただくようになりますか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、再質問にお答え致します。

先ほどの1問のですね、年度内に遺族会との協議というところで、一緒に協議をしたいと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

3番目に移ります。

遺族会の会員も高齢化、また減少の一途であります。町としてどのように考えておりますか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

矢野議員の一般質問の1、町長の姿勢についてのご質問のカッコ1のマル3、遺族会の会員も高齢化、また減少の一途であります。町としてどのように考えるかについて、通告書に基づきお答え致します。

町と致しましては、終戦から72年が経過し、遺族会の会員の皆さまも、高齢化、また減少の一途であるなどの課題については認識しておりますので、遺族会とともに協議を重ねてまいります。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

ちょっとなかなか切り込みにくいなと思ったんですけど、これこういうことなんです。独身である方がお亡くなりになった場合には、その方の兄弟とかいう方が健在なときはいいんですが、今度そのまた親の兄弟、おじさんとかいうような方。うんとあらいてくるとですね、そのことが大変かなと。そして、転出なんかもされておりますのでね。それから戦争未亡人と言われておる、そういう大変なご苦労されておる方もお亡くなりになってきておるし。多分ですね、これどんなにしていやら分からんという部分がだいぶあると思うんですよ。

だから、皆さんどうお考えですかということをお聞きすることはもちろんのこと、行政としては、こうこう

ということが考えられますが、とかそういったことをきっちり話をしていただかないと、ただ漠然とどうでしょうかとと言っても、相当高齢なられた方もいらっしゃいますので、そのところですね、懇切丁寧にお話をしたいってほしいなと思うんですが、それはどうでしょうかね。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

県の遺族会の動きと致しまして、今年度遺族会の孫世代を組織化し、遺族会の取り組みを継承していく動きがあると。町の方はこういう動きもまだないようです。そういうふうな事例、事例いうか、そういうふうなことも併せて検討したいと思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

言語明瞭、意味明瞭に、もう 1 回お願いします。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

失礼しました。意味が分からなかったということで。

高知県の遺族会では今年度、遺族会の孫世代を組織化し遺族会の取り組みを継承していく動きがあります。

本町ではですね、遺族会ではこのようなまだ動きが行われていないということですので、一応県の動きなんかも参考に提案をして、協議を共に行いたいと思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

滑り出しのところはよく分かるんですが、終わりの方になってくると、聞き取りがまずくなりましてね、私の耳が悪いんじゃないと思うんですけど。そこはやっぱり分かるようにしていただく方が。これ、ご遺族もこのテレビ見てるんですよ。一ここに質問者に対してだけでなしに、テレビを通してですね、町民の方に分かっていただく。そういうためにテレビ流しておりますから、ぜひそういうご協力をしてもらいたいと思います。

次いきます。マル 4 番ですね。

平成 29 年 2 月高知県議会、桑名議員の質問の慰霊碑に関して、知事、教育長、地域福祉部長答弁がありました。町としてどのように取り組みをしているか問います。その質問の中にもですね、この平和公園のような形にして、その児童生徒の教育にも研修の場、そういったことにもできないかとか、大体高齢化とかいわれてどうしようもなくなってきておりますが。

ここで知事答弁はですね、そのときに、管理されている方の高齢化が進む中、慰霊碑を戦没者を追悼し、平和を祈念するためのものとして、どのように地域で保存し顕彰していくかについて検討していく必要があるものと考えているところがございますという、そういう知事答弁でございますね。

それから、県の教育長答弁もございますが、今後慰霊碑を生かした教育活動について市町村、教育委員会と

も話をしてみたいと思いますと、こういうことですね。

地域福祉部長の答弁は、県内にある慰霊碑の管理状況につきましては、平成26年3月にも国からの依頼により民間で設立した戦没者慰霊碑の状況を調査しているところでございますが、今回あらためて民間だけでなく公共団体が建立したものも含めまして、市町村を通じて確認致しましたところ、県内で242基が存在し、その主な管理者としましては、111基が遺族会やその支部、46基が市町村。ええですか、46基が市町村。地元の自治会と神社がそれぞれ18基を管理しており、そのほとんどは良好な管理でございましたと。また、慰霊碑の清掃につきましても、全体の9割を超える225基について、遺族会や自治会の皆さまにより年1回以上の清掃が行われている状況でございます。知事からもお答えしましたように、慰霊碑は平和への思いを次の世代に受け継いでいくために重要なものがございますので、実際に管理をされている方の状況などにより詳細に把握してまいりますと。こういうことで、じゃあ把握するだけで後何をするかという答弁はございませんが。

それを受けてですね、じゃあ黒潮町、どのようにこのことに取り組んでいるのか質問致します。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは矢野議員の一般質問の1、町長の姿勢についてのご質問のカッコ1のマル4、29年2月県議会、桑名議員の質問の慰霊碑に関する知事、教育長、地域福祉部長の答弁がありました。町としてどのように取り組んでいるかについて、通告書に基づきお答え致します。

まず、県議会における桑名議員の質問の要旨は、現在の慰霊碑等の維持管理をどのようにとらえているかのご質問に対して、知事および地域福祉部長は、どのように地域で保存し顕彰していくかについて検討していく必要がある。実際に管理されている方の状況など、より詳細に把握してまいりますと回答しています。

本町につきましても同様に、どのように地域で保存し顕彰していくかについて検討し、実際に管理されている方の状況など、より詳細に把握してまいります。

戦没者の方々の忠魂墓地につきましては、基本的認識と致しましては、これまでも、そしてこれからも、ご親族によって守り、引き継がれていくことが最良ではないかと考えております。しかし、遺族会の皆さまや地域の皆さまもご高齢となり、地域で維持管理が困難となっていれば、遺族会を中心に、今後どのように墓地を維持管理していくか協議をしていただくことが望ましいのではないかと思いますので、県と同様に状況をより詳細に把握してまいります。

以上です。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは、矢野議員のカッコ1の4のご質問に、通告書に基づき答弁をさせていただきます。

まず、県議会における桑名議員の教育長に対する質問の要旨でございますけれども。現在多くの小中学生が、広島や長崎を訪れて平和に関する学習をしているが、その前に身近にある慰霊碑などを題材にして、地域における過去の戦争を知り学ぶことが必要ではないか。沖縄では高知県の慰霊碑、土佐の塔を地元の小中学校が清掃活動を行って平和学習に生かしている。本県においてもそういった活動を通じて、国の伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度を育てる授業と関連をさせることができないか、との内容だったと思います。

現在、黒潮町の小中学校におきましては、社会科や総合的な学習の時間の中で自分たちの住んでいる地域の歴史や伝統や文化などを学習しております。しかしながら、慰霊碑にかかわる学習やボランティア活動とし

ての清掃活動などは行ってはおりません。県議会において田村教育長がお答えしたように、県内においてもこうした活動を行っている学校は、現在のところ確認をされていないということでございます。

尾崎知事や田村教育長のお答えと同様、慰霊碑は戦没者を追悼し、平和への思いを次の世代に受け継いでいくためにも大切なものであると思っております。田村教育長の方は、慰霊碑には教育的な価値もあるとともに、平成30年度から実施される特別の教科、道徳の学習と関連をさせることの効果なども言われているので、今後慰霊碑を生かした教育活動について市町村教育委員会と話をしていきたいというふうに答弁をされております。

県の教育委員会の方から具体的な話があるようでしたら、県の教育委員会と協議は行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

教育長、最後のところなんです、答弁いただいた。県から話があれば協議に応ずるという答弁だったと思うんですが。

これね、私がこの歴史的なことを踏まえてここで発言させてもらっておるんですよ。黒潮町行政も責任があるんですよ、これ。これは大変重要な責任があります。歴史を顧みれば分かること。だから、黒潮町としてどうしたい、どうするということを、県に反対に話をすべきだと考えますが、どうですか。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

再質問に答弁をさせていただきます。

慰霊碑の重要性については答弁させていただいたとおりでございます。これまで長年ですね、そういったことで地域の方々が慰霊碑の清掃活動等も行ってこられました。

教育現場において、こういった形でこれまで活動が行われてこなかったという事実。これにおいては慰霊碑も当然、その平和学習等の対象にはなるかというふうには思っておりますけれども、小中学校においては、平和学習、修学旅行等で広島等を訪れて行っております。それ以外の平和学習も行っておりまして、そういった平和学習の対象としてこれまで実績もございませんでした。現在のところ、この慰霊碑、忠霊塔をですね、平和学習の対象として学校で取り上げるということについては、今の時点では私の方では考えておりません。県の方からそういうことをという話ができれば、これ恐らく全県下的な話にもなってこようかと思えます。ぜひそういった形で、県との協議を行っていきたいというふうにお答えをしたところでございます。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

これは衆議院の衛藤晟一議員が、参議院決算委員会で、軍人墓地の管理について政府の姿勢をただしたことが、これ産経新聞の記事ということになっていただいております。これはですね、結局、当時は舛添要一さんが大臣のときでございまして、何年ごろか、ちょっと今考えてもすっと思いつかないんですが。結局、この軍人墓地や、さまざまな戦争に関することについてはですね、まあ国が逃げたというようなことなんですね。結局歴史を知る人がだんだん少なくなるということは、その社会全体の記憶がなくなっていつておる。だからそうい

ったことが自然消滅のように格好になると困るんですね。それを開示する施策が必要なんです。

学校長も学校の先生も混じって、この軍からの命令を各集落と各佐賀村では、常会、軍の命令を伝達する会を常会を月に1回開けという命令がある。その中にもちゃんと学校の先生も入ってるんですよ。その会には。大変なもんですよ。だから基本的に何か命令があったらするじゃなしに、この今の時代、黒潮町教育委員会としてどうするというもののひとつの骨格が必要だと思うんですね。

そんなことなんかも県教委から相談がないとできないというようにお考えですか。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

答弁をさせていただきます。

黒潮町独自の考えで行えないかということでございます。これまで実施をしてこなかったのはですね、現時点でそこまでの学校教育としての必要性というか、そういうことを考えていなかったということでございます。県から話がなければ、いろんな今、これまで管理等について議論をされましたけれども、子どもたちの清掃活動という形での取り組みというのは、私の中では今の時点では考えておりません。これが県下的な動きになってですね、どうしても維持管理ができないと。子どもたちの力を借りて維持管理をしなければならないという方向になればですね、当然行っていく必要があろうかと思えます。黒潮町だけでこれから始めますということは、今のところ考えてはおりません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

時間の都合がありますので、このへんでちょっと次に移りたいと思います。カッコの2番ですね。

過去の一般質問で、職員に疑似体験の研修を質問しております。答弁は、人権研修で取り組む。県の人づくり連合会の研修に派遣しているとのことでしたが、これで良いか。

1番で、研修の内容、また、その成果ならびに課題を伺います。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、矢野議員の1番、町長の姿勢についての2番の、研修の内容、またその成果ならびに課題を問うについてお答えを致します。

議員ご質問の疑似体験の研修につきまして、昨年度から黒潮町人権教育推進講座におきまして、黒潮町社会福祉協議会にご協力をいただき、高齢者疑似体験講座を実施しております。その内容は、午前中が障害者福祉についての講演をいただき、午後から高齢者疑似体験プログラムを実施し、その後に班別の意見交換を行い、障がい者や高齢者の側に立った福祉についての内容を深めていっております。

また、こうち人づくり広域連合が開催しております、新規採用職員研修のプログラムで行っております疑似体験による研修にも、毎年職員を参加させております。

次に、研修の成果でございますが、その成果を数値化することは困難ですので数値としてお示しすることはできませんが、出席した職員の感想から、疑似体験研修を通して高齢者や障がい者の側に立って考えることにつながっていると推測致しております。

また、課題についてでございますが、相手の側に立とうと考えてはいるけれども、それを職務にどう生かしていくかの取り組みを進める必要があるということでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

私が通告しておりますのは、その研修の内容なんですよ。どこへ依頼をしたとかいうことじゃなしに、依頼をどこへして、それがどういう内容であって、その成果がどうであったのか。そこ問いようがですよ。それで、課題はあるのか、ないのか。そこですよ。

この業務報告ですね、決算報告の説明資料として地方自治法上、業務報告を出しておるんですが、大変やっておるんですよ。これ見たら。項目だけは分かる。出席した人数も分かる。だけど、その中身は分からないんですね。その成果は本当に上がっているんですか。私、ずうっとこの質問するときにですね、これ上がってるかなあとって、またこれ質問に立ってるんですよ。

正確に答えてください。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

成果としてどのように上がっておるかということについて、お答えをさせていただきたいと思います。

（矢野議員から「研修の内容、具体的な」との発言あり）

それでは研修の内容につきましてお答えを致します。

まず、推進講座につきましてですが。これは、黒潮町と教育委員会が協同で開催をしております、第1講座から第4講座までございます。その中の第3講座の中に、知ることが理解の一步ということで、障がい者の体験発表をお聞きしまして、それから研修と致しまして、先ほど申しました高齢者疑似体験ということで浦島太郎プログラムというのを行っております。これは、車いすの乗って障がい者の活動がどれだけできておるのか、しにくい状態にあるのかということとか。あとそれから、手袋を二重、三重にはめまして、それでコインを、お金をですね、どのようにしてつまみにくいかとか。またそれから、階段を上るためにいろんなコルセットのようなものをはめまして、それで階段の上り下りがどれだけしにくいとか。また、黄色い色の付いた眼鏡をつけましてですね、それをどれだけ見にくい状態にあるのかとか。そういうふうな形の部分を体験して、それぞれ高齢者の側に立った体験を体で感じながら、疑似体験をして自分として置き換えて考えていくというようなことのプログラムを組んでおります。こうち人づくり連合会におきましても、同様な研修会を新規採用職員に対して行っております。

その成果の方でございますけれども。研修の成果でございますけれども、この疑似体験研修を含めまして、人権教育推進講座は職員人権研修の中の重要な研修として位置付けております。その職員人権研修の目標と致しましては、すべての職員が、業務と人権のつながりに、我が事感を持ち、人権意識の向上に努め、人権の視点に立って職務に取り組むこととしております。従いまして、成果と致しましては、疑似体験研修を受講し、高齢者や障がい者の課題をどれだけ我が事感としてとらえ、職務に取り組んでいるかということになります。これは数学や国語などのようなテストによる採点で地域の深まりを図るようなことができませんので、個々の感想やレポートを通じて、総合的に判断する必要があると思います。

ここで、受講者の感想文の一説を読まさせていただきますと思います。

レジで高齢者がもたついていると、つい、まだかなという思いを持つことがあります。実際に体験をすることで、高齢者の思いを少しでも感じることはできたのではないかと思います。このことは、高齢者に対してだけでなく、障がい者や妊婦などに対しても同じことではないかと思います。ありきたりの言葉ですが、相手の立場になって考えること、そして相手のことを知ることが、人権問題を考える第一歩ではないかと感じました。このような感想を参加者全員から寄せられております。

従いまして、疑似体験研修を通しまして、高齢者や障がい者の側に立って考えることができる職員が増えていくということは成果であると思っております。

以上でございます。

(矢野議員から「課題は」との発言あり)

議長 (山崎正男君)

住民課長。

住民課長 (藤本浩之君)

研修の課題について、お答えをさせていただきます。

相手の側に立とうとは考えているけれども、その職務に取り組んでいるのかどうかということの課題を具体的にということでございますので、お答えを致します。

平成27年度までは年1回の職員人権研修を全体研修という形で行って行っておりましたが、職員によって研修経験や年数が違いますので、人権問題の意識に職員間で差が出てきております。また、各職場で人権問題について話す機会も十分持っていない状況でありましたので、各業務と人権課題、自分自身と人権のかかわりについて深めることができていないという課題があります。

その課題を克服するために、平成28年度から全体研修と課内研修、そして各種研修会や講演会等に積極的に参加する自己啓発という部分の3本柱で進めております。その中の一つとして、疑似体験研修ということを行っております。

以上でございます。

議長 (山崎正男君)

矢野君。

4番 (矢野昭三君)

いろいろとやっておるといってお話はいただくんですが、現実には行政執行を見ていくときにですね、こりゃ本当に分かっちゃうがやろうかと。基本的人権がですよ。頭傾けておるので、そのことは後から質問しますけど。ほんとにね、研修のために必要なお金はね、使わないけませんよ。それが身になってですよ、行政執行にどのように反映されておるのか、ここが問題なんです。研修のその時間だけ過ぎて、それが黒潮町行政全体的に反映されておるか。そのために、反映させるためのこの職員研修なんです。町民の研修、研修言う前にね、職員研修を徹底してやってもらわんと困るんですよ。

これどうです。

議長 (山崎正男君)

住民課長。

住民課長 (藤本浩之君)

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

矢野議員のご指摘どおり、町が行うすべての業務におきまして、職員一人一人が人権尊重の視点に立った行

政を推進していくことが求められていると思います。

このため、町と致しましては、あらゆる行政分野で人権尊重の理念を基礎とした取り組みを積極的に進めなければいけないと思います。従いまして、職員人権研修につきましてもこれまで以上に進めていかなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

次のマル2 のですね。今後の取り組みを伺います。

具体的に言ってください。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、矢野議員の1、町長の姿勢についてのカッコ2 のマル2、今後の取り組みを問うについてお答えを致します。

今後におきましても、これまでと同様に黒潮町人権教育推進講座への参加と、こうち人づくり広域連合が行う疑似体験による研修会へ参加し、障がい者や高齢者の側に立った研修を進めていきます。

職員人権研修の今後の取り組みでございますけれども、昨年度に引き続き、全体研修とそして課内研修、そして各種研修会や講演会に積極的に参加する自己啓発の3本柱で進めてまいります。

全体研修としましては、町として今取り組まなければいけない人権課題を整理致しまして、そして課内研修を実施するための問題提起をしていかなければいけないと思っております。

課内研修では、全体研修での問題提起を基に実施をしていきますが、今年度は差別事象へ直面したときに適切に対応するためのロールプレイングと、それからその対応マニュアルにつきまして検証を行っております。

今後は、課内研修で出されました意見をとりまとめて、全体研修において成果と課題を職員に返して、そして来年度の計画策定というふうにつなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

次のカッコの3番へ移りますが、行政執行の説明は十分に行っているか問います。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

おはようございます。

それでは矢野議員ご質問の、町長の姿勢についての3番目のご質問の行政執行の説明は十分に行っているかについて問うにつきまして、通告書に基づきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

黒潮町では、行政執行の説明としては毎年取りまとめて9月議会の方に提出しております業務執行報告書がございます。また、それぞれの行政事務に対する担当者等による直接の関係者の方への説明は、それぞれその都度、必要に応じて行われているというふうに考えております。直接の関係者というのはですね、本人およ

び（矢野議員から「大きい声で」との発言あり）本人およびその家族、親権者や後見人などが該当すると考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

実はね、10月9日に新聞で出た事件のことですが。住民が困り果てて、何度、副町長のところへ出向いても何の説明もない。返事がない。言うちよきます。何回も言う。困り果てちょう。50日過ぎててもですよ、何もしない。

私ね、これ黒潮町行政。副町長、あなたは事務方の最高責任者で、地方自治法に定めた管理、どのようにしておりますかね。これ私ね、疑問ですよほんとに。

どうなんです。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

今の事件のことについてのご質問かというふうに思います。個人的なことで、この場でなかなか言えない部分もございまして。

担当者等につきましては、それぞれの業務におきましていろいろな行政の執行といたしますか、自分の持ち分であり業務について動いていたというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

担当も何の動きもしてきてないですね。私が聞いても命令がない言うんですよ。命令がない。命令をしないから動かないんですよ。この地公法のね、知っちゅうでしょう、あなた。

職員はね、法令ね、法令、規則、要領等に基づいて仕事をしなさい。それ基本はそうやけど、命令が必要なんですよ。その基づいて命令を受けて仕事をしなさいが、地公法。命令をしてないからね、職員は動かないんですよ。あなたきれいなこと言うていきませんよ。現実に50日過ぎてても職員は困った所の人へね、何の手当てもしてないんですよ。

どうですこれ。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

困った所というのが、事件のあった関係の所やというふうに認識をしておりますが。担当者等はそこにも行っておるといふふうに認識をしております。

細かい内容につきましては、事件性、また個人的なことですのでここでは差し控えたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

何を聞いても秘密、秘密なんですよ。

この問題にかかわり、先立って 27 年にね、平成の。これ何か問題が起きますよ、何とかしてくださいということをおね、相談してるんですよ。中村の保健所の所長。支所長、町の。担当の保健師。直々に出向いて行って、地元はね困って、話お願いしてるんですよ。これね人権にかかわることなんです。いずれも。さっきから人権人権、研修やったやった言うけどね、ほんまにそうなってるんですか。課長。27 年から何をやりましたかということをお聞きしようがですよ。町民の金を使って行政しようがですよ。我々は納税の義務はね、町民は課せられておる。一生懸命働かないかん。それも義務。憲法上。しかし、基本的人権いうがは、これ守ってるんですかね行政は。おかしいですよ。何聞いても秘密なんですよ。

私はね、町が町民の金を使って予算執行して、その説明をちゃんとしてくださいと、こう言ってるんですよ。するとね、それも秘密なんです。何ちゃあせんとおってね、何ちゃあしてないから秘密いうて逃げないかん。

どうです。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

矢野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

厚生省の通知の中で、本人やその家族のプライバシーの保護につきましては、市町村が地域に密着した行政使者であるがゆえに一層の配慮が必要であるということが書かれております。そういったことの中で、ご説明をできる方、そしてできない方があるということについてご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

逃げまくりゆうんですね。仕事せんとおってね、逃げまくりゆう。これでようね、副町長、あなたここへ立候補したんですよ。

ここで立候補した。副町長に立候補した。ただ、そのときに決意表明がなかった。立候補の。ないまま投票した。私は意欲がある者としてね、みんな賛成した。同意議案。可決。全員賛成。そのときにね、あいさつがね、自分は植田副町長のようにできないと思っちゃいますと。不安でありますと。ここにおられる皆さんも不安でありますと。できればね、私のご指導の方に向けていただければというふうに思いますと。大西町長の補佐をして頑張っていきますので、調整役として頑張りますよと。重ねて皆さまのご指導ご鞭撻（べんたつ）をお願いします、というあいさつをしておりますよ。だから町長の調整役としてというふうにあなた言ってるのに、何を調整ができようがですか。話にならんですよ。これね、得手の悪いことは全部秘密言うんですよ。私が言ってるのは、行政予算を執行したら、執行したということを町民に知らせないかんでしょう。業務報告のどこにもそれないんですよ。いくら調べても。困る。

それで、まあね、私も法律を全部覚えちゃうわけでもないんで、支所長が言うたのも、あら自分の得手のえ

えとこぼっかり言いゆうよ思うて聞いたんですよ。法律法律言うがやったらね、法律のとおり仕事しゆうとこ見せないかん。法律のとおり仕事したいことをね、見せん。それはやってないから見せれんよ。

障害者の基本法ですか。あれ、あなた覚えちゅうわけ。言えるここですぐ。目的言うて。今。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

矢野議員のご質問にお答えしたいと思います。

今ここですな障害者基本法についての主旨、目的等についてちょっとお答えする資料を持っておりません。誠に申し訳ありません。

（矢野議員から「聞こえん」との発言あり）

今ですな、現時点で障害者基本法についてのお答えする資料を持っておりませんので、現時点ではお答えできないということで、申し訳ありませんです。失礼します。そういうことでございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

町民の代弁者に向かってね、自分が知っちゅう思うてね法律の1行だけしゃべってね、町民を黙り込ませよう思うたち、大きな間違いでそれ。言うことが間違うちゅう。

障害者基本法はね、こういうて書いちゃうですよ。この法律はすべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重されるものであることの理念に則り、すべての国民が障害の有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため障害者の自立および社会参加の支援などのための施策に関し、基本原則を定め、および国、地方公共団体等の責務を明らかにすると共に障害者の自立および社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めることなどにより障害者の自立および社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とすると。これが、国が決めたことなんですよ。

ほんでね、厚生省うんぬんと言ってるけど、あとは国民の理解。これはですな、地方公共団体は基本的に国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

講じちよりますか、課長。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

矢野議員のご質問にお答えしたいと思います。

障害者施策についてはですな、役場、庁内のそれぞれの組織の中で、完全にとということについてはいろいろご意見があるかどうかは別として、一定の中でやっているというように理解をしているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

一定の理解とは何ですか。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

再質問にお答えしたいと思います。

一定の理解というのはですね、一定のことができているということございまして、障がい者のいろいろな施策として障がい者に対する対応、行政上の対応といったことをさせていただいているということでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

法に規定する必要な施策を講じなければならないとあるんですが、これはこのとおりやっておりますか。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

今、担当者、また保健師等が何も動いていないというふうなご質問がありました。個人的なことで、一定ここで公表できないということもお答えを致しました。

まず、一般的な保健の動き方でございますが、まず相談受付、情報収集、そして課題整理、緊急性の判断など行いまして、そして支援策を決めていくということになろうかと思います。

（矢野議員から「へちごと言いよう」との発言あり）

その中で、見守りや安否確認、カウンセリング。そういうことをですね、今回のことも担当保健師等やってきたというふうな認識で自分たちの中ではおります。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

私はね、今7条に対して質問したんですよ。へちごとですよ。

答えてください。これ話したのが、執行機関の方から、そんな話を法制上うんぬんの話を持ち出したんですよ。だから、そのことについて答えてください。言い出したのはそちらですよ。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

計画的にどう実行されているのかというご指摘だと思うんですけども。これ、黒潮町には障がい児者の福祉計画を有しております、こちらの方で、課題とやることを整備をして、それを期間中に実行していくと。こういうことになっております。

ただ、及第点が頂けるレベルあるかどうかというのは政策全体のボリュームの話だと思っております、残念ながら障害者福祉計画に盛り込まれた内容のうち、予算を伴う事業というのも、圧倒的に現金給付が多いです。従いまして、その他の業務をどう実際に講じていくのかということは、今現在策定を進めております総合戦略と防災計画、教育計画ならびに福祉計画の中で盛り込むようになっております。それと、障がい児者の福祉計

画をしっかりとリンクさせながらやっていくと、今後はこういうことになります。

それから、これまでの全般的な答弁で、自分の方からも代表者として答弁させていただきますが、副町長からもございましたように、個別具体の案件についてこの場でなかなか答弁できないことが、非常に心苦しいところがございます。それらはすべて秘密にしたいから秘密にしているわけではなくて、すべて人権配慮でございます。

それからもう一つは、片方の人権と片方の人権、そのステークホルダーのすべての対象者の人権を尊重した場合に、必ずしも解が一致しないと。こういったことがございます。そこをどう実際に現場で解決していくのかというのが、自分たちに課せられた仕事でございます。

ご指摘いただいた個別案件以外にも、こういうケースはさまざま日々ございます。それらを一つ一つ解決していったらということでございます。限られた労力の中では精一杯対応していただいたと思っておりますけれども、残念ながら現場の方からそういうご評価が。現場というのは、当事者の方からそういうご評価がいただけていないというご指摘であろうかと思っておりますので、今後は今回の対応についてもしっかりと検証させていただいて、まずは今回の件についての対応をしっかりしながら、その検証をさせていただいて今後の対応について検討してまいりたいと思います。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

私の質問に正確に答えんから、へち向きにずうっといく。時間もったいない。

副町長が動かないというのはなぜですか、ということをおっしゃるんですよ。これ、大変なことが起きたんですよ、あそこで。50日過ぎてもですね、何も動いてないんですよ。だって被害者が言ってるんですよ。行政は来てくれませんか。そら私以外の人もおりましたよ。だから証人がいるんですよ。

それとね、この問題、27年から予期してお願いしておるんですよ。だから何をしてきましたかということをおっしゃるんで、個人的なことを言ってるんじゃないんですよ。行政責任を果たしようかということをお聞きするんですよ。何したんですか。町の金を使って。

そして、町民は給料払ってるんですよ。税金を黙って払うて。それで給料もらって町民の暮らしを守らないかんのに、何をしてくれましたかということをおっしゃるんですよ。副町長、これどうして答えられないんですか。

そういうことですよ。ちょっと答えてください。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

先ほどもお答えしましたように動いてないわけではなくてですね、個人的な内容をここで言えないということで。

一般的な内容は、先ほどケースで相談受付から支援の策までを、保健師等で動いてきておるということで、認識しております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

それでは、保健師が動く根拠は何ですか。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

各種法律ありまして、精神福祉法等、障害福祉法等、そういう保健福祉に関する法律によって動いているというふうに認識をしております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

その決まりごとは、病気等々によることであって、それはあってもそれが動く基準というのはどこにあるんですか。

命令はしたんですか。命令をする根拠はどこにあるんですか。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

執行につきましては、自治法の 167 条の中で、町長また副町長、自分の方からですね、補助機関として職員を支持するということになっておろうかと思えます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

実はですね、保健師の仕事というのが法で規定されておるんですが、これ保健師の仕事っちゅうのは何ですか。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

再質問にお答えしたいと思います。

保健師の業務につきましては、先ほど副町長からもお話もありましたが、それぞれの法律の中で、相談業務そして指導などの業務をすることとなっているというように理解をしております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

それでは、その相談を受け指導したことが、どのように確認をしておりますか。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

再質問にお答えしたいと思います。

相談業務とか指導業務の中でですね、特に重大な事について、あるいは必要なことについては担当課長の方にも話もありますし、そうした中でどうしていくかということを協議しながら、さらにいろんな対応を取っていくというようなこともございます。

いろんなケースがございますので、それぞれの状況の中で対応しているということでございます。  
以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

重大なこととは、何を根拠に言いよりますか。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

再質問にお答えしたいと思います。

重大なこととは、通常の場合とはまた違ったですね、大きな問題とかそういったことについては、重大な問題になるというように考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

それでは27年以來、重大なことがあったか、なかったか。どうですか。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

先ほどの事件のことを言われているのかとも思いますが、27年以來事件までの間には、大きな問題というのは起こってないというように思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

それでは、何を根拠になかったと言われます。どういう報告書が挙がってきておるんですか。それにはあなたの決済するところがあるんですか。その書類には、重大か重大でないかの判断は誰がするんですか。その書類に決済するところがあるんですか。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

再質問にお答え致します。

まず、決済欄があるかとかいうお話でございますけれども、現在の書類には決済する欄はございません。

しかしながら、必要なこと、保健師が判断して特に重要なことについては、それぞれのケースによって相談があり、協議をするということにはございます。

そういうことで、いろいろな対応をしているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

それでは、新聞で事件知るところになったんですが、それまでには一度も重大なといわれることがなかったんですか。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

再質問にお答え致します。

その27年というのをどの時点かはともかくと致しまして、移転をしてそうした後の状態では、特段大きな問題はなかったというように理解しております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

確認しますよ。

大きな問題がなかったというのは間違いはないですね。どうですか。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

私の時点でのことにつきましては、そういうように理解をしているところです。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

基本的には、これ副町長に質問しようがですよ。通告がそうだから。

それ全部課長が取ってやりゆうけど、副町長、それでいいんですか。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

支所長の答弁のとおりだというふうに認識しております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

まあ、そういうふうに答えるしか言いようがないのが現実なんですよ。

実は、この町として保健師が動く。どういう形で動くのか、決まりがないんです。だから町民が質問しても、

質問するに大変苦慮しておる。答える方の職員も資料がないんですよ。決まりがないから、答えようがない。これは駄目なんですよ。きちっと整理していかないと。

こののね、私もちょっと様式まではよう言わないです。これ、たとえ、何のことも分からないんですよこれ。これなんですよ。これがどうも原始記録みたいです。これがね、どこにも決めてないんですよ。決まってない。この書式が。書式を決めるには要領がないと駄目ですね。これ、訪問指導活動するときの書式のようなのです。これを出してもらうにも大変困りましたわ。出さないための理屈ばかり並べちゃうんです。だからね、これに決済するところがないんですよ。知らんが当たり前。決済する欄がない。

次にね、もう一つある。これはケース台帳とか、成人保健ケース台帳なるもの全然決済欄がない。

次に、ケース検討会というもの。これもね、全然ね、誰もこれ判押す所がない。ご覧のように。これではいくら質問しても答えようがないんですよ。答えようがない。それでやっと分かりました。ああ、だから秘密なんだな。

これね、言い換えたら、現場で保健師が人の命を預かる大事な仕事をしててもですね、意欲がわからないんですよ、これでは。職員を評価する仕組みになってないこれ。勤勉手当のときに困るんですね、これでは。もうちょっとね職員が意欲を持って働ける仕組みをしっかりと考えていただかないと、結局いくら研修をやったやっただ言っても、それが身になっていかんいうことが出てくるわけですよ。今回、そのことが分かりましたこれ。

だから、この保健師の活動というのは、保健指導なんですね。健康な体を維持していただくために指導する、そういう大切な仕事なんですよ。特別な資格なんですね。その方たちが一生懸命仕事しててもですね、誰も知るころではない。この書類ではそうなっちゃうわけね。副町長はこれ見えますか。そうですよ。だからね、きちっとですね、職員が汗をかいたら、それがすっと分かる。そして、それが重大なことか否か、その判断をする人の決裁がここに要るんですよ。それがない。だからね、厚生省の通達じゃなんじゃかんじゃ配慮せえとか言うてね、初めからそんなこと言うような答弁は駄目ですよ。やはりね、住民を大事にするいう。一番今回思ったのは、人権は無視されたなあいうことと、それから、やっぱり寄り添う。この行政はえらいがですよ。執行権持ってるからね。そういう人が住民に寄り添う、そういうことがないといけませんね。それがないと、いくら研修しても身にならない。身にならない。

これは、いくら検討会をしててもですよ、じゃあその検討したことが、いつどこで誰が何をやるかということも分からない。これでは。ほんで、やったことも評価も分からない。計画、実行、評価。これがですね、ハード事業とか言われる道、橋なんかは、道造ったらすぐ皆さん見えるけど、こういうことは人の目に触れるものでもでない。個人の秘密に属するものであるんで、その中身をいちいち言いようがないですよ。書式自体がそうになっていないと言ってるんですよ。それをきちっとすることによって、住民の命が守られていくと。今以上に。それを汗をかいて仕事しようということを、命令する人がすぐ見れるような状態にせんといきませんね。これやったらね、上に上げる必要はないんじゃない。自分が重大と思わったら、その案件は上に上がらない。この書類では。

こういうことは、人の人命にかかわることだから何回も言いますよ。きちっと責任者が判を押す欄が要りますね。それをするためには、その職員が働くための要領が要るんですね。

よその他町村、県外ではちゃんと要領作ってますよ。これ。よそできちっとやりようだからね。うちもできますよ。やったらええ。

しかしこの会議はね、聞くところによると、保健所も一緒になって話しよらしいですわね。まあすべてかどうかは知らないけど。

そんなことで、今後、こういった仕組みをきちっとするかどうか。

副町長、どうですか。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

まず、これまでお答えをしてきました保健師の相談業務から、そして支援策をやってきたことにつきましては、まったくやってないわけではなくて、これまで幾時もやってきておるといことはご理解をいただきたいというふうに思います。

そして決済につきましては、その様式等に決済欄がないということで、その上に会議用紙等が付いて重大なことについては回ってくるということもありますので、そのあたりも職務決済の規定等また参考にしながら、今後も検討をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

検討というのは、もうちょっと具体的に言ってください。検討してやらないということもあるんですよね。検討して具体的にどうするのか、3月の議会までにやるのかやらないのか。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

ほかの市町村、また保健所等ですね、決済の重大性等あたりの参考事例も含めて検討をしてですね、そのあたりは今年度あたりでまとめて決済規定等を合わせたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

まあ、そりゃやるということやきに、やるということでお聞きして。

実はですね、27年から私がお願いしたことについてですね、私が健康保健センター支所長にいろいろとお願いしてまいりました。心配事を。それは相談なんですけど、これ、精神保健法 47 条に基づく相談なんですよ、それは。

だから、私が相談に行ったということだけでいいので、ほかの人のことは知らない。秘密だから。私が行ったことだけを証明してください言うのに、なかなか出さないんですね。私個人が行ったんですよ。他人じゃないんですよ。心配なだからいうて。心配に行ったことの証明を副町長に言ってもね、それ出せるかどうか聞いてみるというがですよ。命令する人間が副町長なんですよ。聞く相手は部下なんですよ。こりゃ反対じゃないですかいうて僕は言うたことやったん。昨日。

だからね、命令ができてないんですよ。命令があつて実行なんですよね。命令せんとおいちよって、できるかどうかいうこと聞いてみるじゃいうてね、これどういうことですかね。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

矢野区長の方ですね、相談に見えられたということが記録に残っちゃう書類のコピーをいただきたいということで連絡がございました。ケース記録の中で、個人の記録の中にですね、矢野区長さんがおおいでになった記録が入っているということで、コピーとしては個人のこともあるので出せないというふうなご連絡をさせていただいたところでございます。

拳ノ川地区の報告のために頂きたいということでございましたので、そのケースの記録の中から区長が来ておることを抜き出して、それで区長さんの方にお渡しするように指示をしたところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

残り時間5分ですが、後の質問よろしいですか。

4番（矢野昭三君）

いや、まだやりゆうですよ。変なことを答弁されるき、困るけどね。

要するに、人のことは要らんのと、私の所だけ下さい言ってもね、それで抵抗するんですよ。秘密秘密言うて。人のことは要らないいうていくら言ってもね、そこだけで話終わるんですよ。だから大変困りました。そこはね、消して見えんようにしたらええわけですよ。そんなことがなぜできないか。

結局は、この47条についても事務処理要領がないんですよ。黒潮町には、だから住民が相談に行っても、その話を聞いて受け付けて、処理する様式そのものがない。だから全部止まっしまいよう。これではね、責任者が判押す所がまったくないんですよ。事務処理要領が作らんといかん。これ47条について。

どうですか。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

ケース記録等のコピーのご依頼でございましたので、情報公開条例等で申請を出してみたいなことはなりませんので、その中から抜き出してお渡しをしたということでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

私はケース会議が何のことやら分かりません。

ケース会議の条例でもあるんですか。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えをします。

ケース会議等ではなくてですね、ケースの記録の中に区長が見えられたところの記録があるということでございますので、その全体のコピーはお渡しできないという説明をさせていただきました。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

大体分かりましたろ。住民はですね、私が行った、住民が行ったところのとこだけ証明が欲しい。地域で報告する義務があるんで。ところが、出せない出せない言うて、ほかのことばかり言うて出さんがですよ。そのケースケース言ってもね、ケースが何のことやら分からない、住民は。

従いまして、この 47 条ですね、これ障害保健法ですかね。47 条。このことについてきちっと黒潮町で、こういうときにはこうするんだという事務処理要領を作るかどうかを聞きようがですよ。

どうです。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

先ほど自分の方が相談受付からですね、情報収集、そして支援策等の内容につきましては、ある程度マニュアル的なことが決まっております、受診勧奨、そして見守り安否確認、デイサービス等々の支援策の内容について決められておりますので、今の現在の内容で行っていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

住民がですね、困り果てて相談に行ったときですよ、そのマニュアルがどんなもんか知らないけれども、マニュアルどおりやりゆうという証明できるんですか。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

証明というのがございせんが、担当職員につきましてはその業務について執行しているというふうに認識をしております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

その書類を見ずにですね、認識しております言うたところで、これ話になりませんがね。

あなた、何をもって職員の人事評価しようがですか。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

人事評価につきましては、課長の評価、また個人の面談につきまして行っておりまして、それを含めて人事評価をしておるところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

結局ですね、こういう相談指導、これ法に基づく相談指導を市町村はしなければならないとあるんですよ。だからね、それがあったかなかったかの証になる。やったかやらんか証になる書類がね、作る意思がないということなんですか。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

証になる書類というのが、先ほど議員お示しになったケース会議、そして相談の記録等が、それぞれ残っておるといふような認識でございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

そのケース会議に諮るに根拠がない。さっき言ったでしょ。根拠がないんですよあれ。決済の所がない。だからこのね、これ法に基づくことを言いようがですよ。法の条文示して。47 条に基づくところのね、受付処理がするかせんかいうことを聞きようがですよ。文書で。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

受付処理というのはその都度の相談で受け付けて記録を残しておりますので、それぞれが受付ということになっておるといふふうに認識しております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

まあちょっと時間がないので、次へいきます。最後の国保税納税向上について。

長年医療のお世話にならず国民健康保険税を納付されている方に何らかの感謝の意を表すことをするか問います。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、矢野議員の 2 番目、国保税納税向上についての 1 番、長年医療のお世話にならずに国民健康保険税を納付されている方に何らかの感謝の意を表すことをするか問うについてお答えを致します。

議員ご質問の健康者の表彰について、自ら健康管理に努め、健康を保持されている方に対し、優良な被保険者として高知県国保連合会が長期健康者表彰者事業を実施していました。しかし、自ら健康管理に努める優良

な世帯および被保険者の実態を把握することが困難であることや、市町村からの推薦件数が少ないことにより、平成25年度から休止になっております。

黒潮町においても、健康である世帯や個人の実態を把握し、客観的に被表彰対象者を特定することが難しいので、この事業に取り組むことは困難であると思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

なぜ難しいですか。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは矢野議員の再質問にお答えします。

特定健診を受診していただいて、それで1年間の医療費と、例えば介護保険を使用せずに、また債務を完納している方ということで、対象者はある程度絞れるとは思いますが、自ら健康管理に努め、健康保持している方という制度の趣旨に沿って対象者を選定するとするならば、高血圧とか高血糖、糖質異常、それから喫煙状況、それと飲酒の状況とか、もろもろの生活状況を見て判断する必要があると思っておりますので、特定するのはなかなか困難であるというふうに考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

話をそらしたら困りますよ。私は医療のお世話になっておらず、国民健康保険税を納付されてる方に何らかの感謝の意を表すことをしませんかということですよ。ちょっと、答えをそらしたらいけませんよ。

へちごと言いよう、答弁が。通告に対する答弁をせないかん。へちごと言うたらいかん。

議長（山崎正男君）

税務課長。

税務課長（尾崎憲二君）

再質問にお答えします。

納税に関する感謝の意ということになりますが、国保税をはじめ納税の公平ということを考えますと、現在のところ感謝の意を表す手だてについては考えておりません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君、時間がなくなりました。

4番（矢野昭三君）

しかし、私はひとつも。私はね、その答弁は心がないと思いますよ。納税者に対して。考えておりませんじゃいうて。なくなったきやめますけどね。

私が言ったところの中で答えてください。今もうゼロになったところはいいいから。

議長（山崎正男君）

税務課長。

税務課長（尾崎憲二君）

再質問にお答えします。

先ほどと答弁の繰り返しになりますが、公平の意味をということで考えておりますので、現在のところ、考えておりません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君の質問を終わります。

この際、1時まで休憩致します。

休 憩 11時 31分

再 開 13時 00分

議長（山崎正男君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、藤本岩義君。

3番（藤本岩義君）

それでは議長の許しを得ましたので、2点について質問致します。

最初は防災対策です。

黒潮町は南海トラフ地震対策としても、大きな事業はほぼ完成に近いと思います。今回は細かなことかもしれませんが、犠牲者ゼロの町を目指すために伺います。

黒潮町では平成19年度ごろから、AED、自動体外式除細動器というのですが、の設置の計画を進めていますが、現在何セット設置され、今後の計画はどのようになっておりますでしょうか。

台帳は当然整備されているとは思いますが、パーツといいますか、消耗品の部分の電池やパットの有効期限が決められているものは定期的に交換をされておるでしょうか。

また、国、県、企業等が設置して公用しているAEDもあると思いますが、町は把握されておりますでしょうか。

伺います。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは藤本議員の一般質問1、防災対策についてカッコ1、AED自動体外式除細動器、黒潮町が設置しているのは何セットか。また、公共以外で設置されている場所、個数は把握しているか。パーツは定期的に交換する必要があると思うが、定期的に交換されているかのご質問についてお答えしたいと思います。

黒潮町が管理しておりますAEDにつきましては41基でございます。情報防災課所管の分が24、教育委員会16、産業推進室1の内訳となっております。このほか、高知県に4基、黒潮消防署に1基、管理するAEDが存在しております。町内のそれらのAEDについて、公共施設等に設置をしているところでございます。このことにつきましては、毎年広報誌、備えて安心、またホームページにより設置場所についてお知らせをしているところでございます。

また、町が管理している41基のAEDに付属するバッテリーおよびパットにつきましては、交換時期により計画的に交換をしているところでございます。

公共施設以外の設置場所、個数については、一定の事業所については設置されていると思いますけども、すべて把握できているわけではございません。今後、町内への事業者への設置状況の調査をし、可能な範囲で設置している機関の把握をしていきたいと考えております。また、事業所等の了承が得られれば、本町で作成しているマップ等に図示をして広報誌ならびにホームページ等でお知らせをしていければと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

今後の計画はどのようになっていますか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

今後の計画については、もう今現在設置している AED から増加するという計画になっておりません。

現状にある AED の、AED 自体にも耐用年数がありますので、その耐用年数に基づいて交換をしていくという計画になっております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

定期的に交換をされておるといことですが。それならば安心していざというときに使えますので、町民の方も安心できると思います。

町が 41 基、残り県、消防署を含めて 5 基と。46 基。これ私もホームページにどこに載ってるかな思うてから調べてみました。やっと出てきましたので、印刷はしております。

この中には相当古いのもあって、一番最初に庁舎、黒潮町の佐賀、大方両庁舎の部分に設置したのも古くなっていると思うんですが。これの有効期限というのはある程度あると思います。機器としての。それは私の方も調べてみたら、大体 7 年から 8 年、メーカーによっては若干違うようですが、7、8 年。最近は 8 年というのも多いようですが、大体は 7 年が多いそうです。もう既に耐用年数過ぎてる部分もこの広報の中を見ますとあるようですが、この付近はどんなになっておるんですかね。既に、例えば黒潮町役場佐賀支所は、このホームページの中からいきますと 2007 年に設置しております。もう既に 10 年を過ぎておるんですが。これはもう対応しなくてはいけない部分ではなかろうかと思えますし。大方庁舎の分もそうですし、大中、それから佐中なども確かそうなおると思うんですが。先ほど言われましたように、パットは換えておるにしても、やっぱり保証期間というのは 5、6 年のようですけども、まあ耐用年数としてメーカーが機器の機能が保てるというのはそういうことになっておると思うんです。

それともう一つは、各集落に設置しておる、避難場所とかに設置しておる部分も、これはやはり電池等も自動的にチェックできるようにはなってますが、それをチェックはされておるんですかね。この付近がきちっとしてないと、いざというときに少し心配するわけです。

それからもう一つは、今後の計画については予定してないということですけども。私は防災だけの問題じゃなくてですね、やはり人が集まったり、あるいは子どもたちがやっぱり活動する所にはぜひ追加をしていただいて、設置をしていただきたいと思えますし。例えば、児童館とか、それから放課後子どもクラブなどのある

所とかですね。あるいは子どもたちが、イベントのときには確か持っていっておられると思うんですけども、例えば大方球場。結構ボールが当たったりしたときですね、心配停止になったりする場合が結構ニュース等でも見受けられますので、この付近には設置ができないものかなと。防災上でいくと先ほど言った避難場所等にも必要ですけども。取りあえずこのAEDが活用するといえますか、使うことになったら大変なんですけども、いざというときに子どもたちがやっぱり安心できるというのが、やっぱり防災の目指すところであろうと思いますし。そういう所には不可能なものでしょうかね。

今言ったところを、すみませんがお願いします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、機器の更新ですけども。議員おっしゃられるように、メーカーによって違いますけども、8年から7年ということになっています。それが耐用年数ということでございます。ですので、その耐用年数を基に、耐用年数が来た機器に関しては随時交換をしているところでございます。

また、その他の集会所等に置かれているそのAEDに関して電源が入るかどうかのチェックができていないかということもございますけども。そこまでのちょっと管理の方は現在、町の方としてはできていないところなんです。ただ、その議員おっしゃられるように、定期的な確認というのは必要かと思っておりますので、またそれに関しては地域と話をしながら随時確認してもらおうという形が取ればというふうに思います。

あと、その他、今後整備をしていく必要がある場所があって、そこにも整備を進めていくことは必要ではないかということですけども。現在、黒潮町の中で思われている所に関しては設置をしているところなんです。また、やはり先ほど来言ってるように消耗品等もある機器でございますので、設置を増やせば増やすほど、それに対しての管理が出てくるということになります。

そうしたことを考えると、議員が提案していただいた他の事業所であったりとかそういった所の設置がどのようなになってるかということをもっと調査をして、そこの中で町全体のAEDについて把握をして、そこの中でどこに対してさらに整備が必要かといったところが、また今後議論をしながら詰めていければというふうに思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

先ほど言いよった調査をしていただけるということで。私が目的とするところの調査はそういうことなわけです。

ほんで分布状況をやっぱり町も把握して、重複してもこのままではいいと思うんですけども、重複できるだけないように効率的にこう配置をしていくというのが大事であろうし。それから、現在設置しておる所でも企業と商店とかそういう所が協力していただける所については、そこからまた別の場所の、今言いよったような所へ例えば移動するとかいう方法で有効活用できると思いますし。

それから、先ほど言いよった古いやつは、もう10年以上、11年ぐらいたっておる所もあると思うんですが、これは早急にやっぱり換えるべきだろうと思います。予算化しておらなければ、今、当初予算の査定の中だだと思うので、やはり予算化をして定期的に作って。設置したのはいいんですが、後々やっぱり管理していくと

というのは、これはランニングコストも掛かるとは思いますけど、対策をしていただくということが大事だろうと思います。ぜひその付近は検討してほしいんですが。

一つの案として、最近では自動販売機もいろんな条件といいますが、おまけといいますが、そういうのが付いてきて、災害時には水をすべてクリーンにして、お金なしでも飲料水を出すとかというような自動販売機も設置されて、現在社協の方にもそういう自動販売機が設置されておると思うんです。

それで、このAEDも最近では自動販売機にこれがセットされた分もあるんですよ。大体基本的には屋内に設置するのが基本とされておるようなんですけども、やり方によってはメーカー側あたりもその庁舎に1つ設置していただければ外の所に1つとかですね。あるいは、屋外使用も可能な分もあるように聞いております。どの分がどうだとは私は分かりませんが、そういう方法もあると思います。これは経費もすべて、飲料水のその自動販売機のメーカーが見ていただけるわけです。ただし、ある一定のその販売量がないといかんという制限はありますけど、黒潮町の場合には例の津波の有名な所でございますので、そういう所へ設置しておるとするのは宣伝効果にもなると思います。ある意味で。

ですからそういう交渉もしながら、先ほど言いよった協力してくれる企業も含めてぜひ設置をしていただきたいと思ひますし、新庁舎が今度行くわけですので、そこに、設置メーカーはまた交渉だと思ひますが、その付近を含めて交渉される考えがありますでしょうかね。

それと、ホームページにせっかく載せておりますけど、私もこれ調べるときですね、どこに載ってるだろうと思ひて調べてみたんですけど結局分からずに、もうややこしいから検索機能を使うて調べてこれを出したわけなんですけど。やっぱりホームページっていうのは鏡を一番表の所にやっぱり緊急とかいうところとか、そういうようにして、そこからすっといけるようになれば。今はスマホの時代ですので。現場におってもどこにあるかいうのがぱっと出せれば、ある意味町外から来られた方も含めて、あるいは町内の方もどこにあるか交互に一度や二度載せたとしても分かりませんので、そういう方法は取れるんじゃないかなと思ひますが。その付近は考えられておるでしょうかね。

診療業務らも一緒なんです。これは余談になりますけど。診療所の医師募集なども前から私言うて表に出すようにということにしていたんですが、また最近ちょっと雲隠れしちゆうようでした。

やはりこの命にかかわる部分は、やはり表に出しておくというのが一番大事なことと思ひますが、その付近は対応できますでしょうかね。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

提案いただいた自動販売機に関してですけれども。自動販売機に関しては、災害対応自動販売機というのは町内にもあって、そこもそういった形でやられるっていう所はあると思ひます。ただ、自動販売機等の設置に関して、さまざま飲料会社の方からも設置したいというお話をいただくこともあるんですけども、その際に議員おっしゃられたように、どうしてもやはりある一定の販売が確保できないと設置に当たらないといったところの、その飲料水会社の状況等もありますので、そういったところで対応できるという場所があればそれに対してお願いしていくといったことも可能かと思ひますので、そういったところも確認しながら進めていければというふうに思ひています。

あと、ホームページの表示でございますけども、ホームページの中でやはり重要な部分だと思ひます。ただ、町としてそのホームページの中でどこにアクセスするのが一番かということになると、トップページと

いうのはかなりいろいろな項目が含まれています。そうしたところでどこが一番トップページにあってアクセスしやすいかといったところは、他の表示しているところと調整をしながら、今後考えていければというふう  
に思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

はい、検討していただけるということで。

ぜひですね、先ほども言いましたように、追加していただくことも検討していただいて、なおかつ先ほど言  
いよった自動販売機等でやって浮いた分といいますかね。そういうのをやはり児童館とか子どもたちの遊ぶ所、  
あるいはそういう放課後児童クラブとかですね、そういう所に設置していかないと、一番心配される場所で  
す。ボール遊びしておって当たったり、あるいは、特に球場などではそういうことがよく起きるようです。  
その対策として、防災上じゃなくても何らかの方法で設置しておく。

イベントのときは、この一覧表にもありますように、教育委員会なりいろんな所が貸し出し用はあると思  
いますので、そういうことを考えていただいてやっていくいう方法もあろうし。それからあるいは、大方球場使  
うときにその貸し出し用ののがもうここで許可をするときに、それは持ち出していただくということも大事で  
あろうと思いますが。ぜひ購入も含め、それから先ほど言いよった自動販売機等の分もですね、せっかく新し  
い庁舎行きますので、今度、設置業者との話もあろうと思います。その付近も含めて検討していただけると思  
うんですが。その付近はもう決まっちゃうんですかね。自動販売機らのが。決まってなかったらですね、やは  
り今回新たに行く所について交渉して販売、何百缶とかそういうところもあろうとは思いますが。

それらを含めて設置できるかどうかの検討といえますか、協議はしていただけますか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

藤本議員の再質問にお答え致します。

新庁舎に対しての自動販売機の設置に関しては、私の方ではちょっと確認ができておりません。ですので、  
もう既に設置業者に関してはもう話も条件も整っている状況かもしれません。

そういう状況であれば新たにそこに設置するというのは厳しいかと思えますけども、まだ決まっていない状  
況ということであれば先ほど言われたようなことも話しながら詰めていけるかと思えます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

そしたら、その設置について分かっている課長、お願いします。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

藤本議員の再質問にお答えします。

自動販売機の設置につきましては総務係の方が所管しておりますが、設置に関して決まっているかどうか、

今この場では把握しておりませんのでお答えすることができませんが、情報防災課と協議しまして、設置に向けて検討も協議もしていきたいと思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

協議してやっていただけるということで、私それでいいと思いますが、ぜひ十分協議をしていただいて、そこへ設置することによって、一つまたほかに設置してもいいという条件らも出てくると思います。そういう所もあるようですので。あるとは言い切りませんが、私どこか場所知りませんので。あるようですので。庁舎の中に自動販売機を1つ設置すれば、その特定の場所に、近くの場所にAEDをもう1つ設置できる。ほんで、そうすれば浮いてくるわけですよ。どうしても今の所があるとすれば、それを回すということはできると思いますので、ぜひ町の金を出さずにできる部分はあると思いますので、検討していただきたいと思いますし。

それからホームページは、やはりトップページに重要事項を持ってくるわけです。それからあるいは緊急のこと、誰もが見ても、そこへクリックすれば緊急的な対応ができるというのが一つぐらいは構えておくべきであろうと。ほかの宣伝も結構です。ホームページのトップで。けど、やっぱり町が重要視しちゅう分をやっぱり載せていくことはやっておると思うんですが。これらの表示は、こういう地図も載って表示されるようになってますので、そしたら一番分かりやすいです。ぜひトップページからすっといけるような方法を検討していただきたいと思います。

次に移ります。

現在、町職員は、11月末でしたか、正職員が198人で3役のつけて198人で、臨時職員が118人おられるようです。合計316人ですか。と伺っております。その中で、普通救命講習受講者は何人おりますでしょうか。この講習の受講者の更新は3年をめぐりに更新が2、3年に1回は更新が必要といわれております。計画的に実施されておりますでしょうか。

日本において突然の心肺停止発生患者数は一日当たり100人。年間2万から3万人といわれておるようですが、突然の心肺停止の主な原因は心室細動と呼ばれる心臓がけいれんしたような状態をいわれます。この心室細動に対する最も有効な治療方法は除細動といわれており、早期に除細動器を使い、電気ショックを与えると救命率が大幅に向上させることができるといわれています。

そうした中、黒潮町でも応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱、これ国が示してますが、それに基づいて職員全員を計画性をもって、3時間ですけども、この講習は、3時間受講していただき、講習終了者にカードを交付しております。全員の方に受けていただくという方針でやっておりましたが、最近聞きますと、どうもその付近がおろそかになっておるんじゃないかなと。やってないと。消防署に聞いても、要請も来てないということでしたので。何人かの職員に聞きますとやってないということでしたので、どのようになっておるのでしょうか。

救命法も年月とともに変化することから、5年で1回見直しが行われておるようです。ですから2、3年で再講習を必要とされておりますが、どのようになっておるのでしょうか。お伺いします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは藤本議員の一般質問、1、防災対策についてカッコ 2、普通救命講習の受講者は現在何名いるか。3

年で更新が必要とされているが、計画的に実施されているかのご質問にお答え致したいと思います。

平成12年度から平成24年度までの間に、現在在職している101名の職員が研修等により黒潮消防署での講習を受け、修了書が交付されております。消防団での研修、また防災士の資格を取得する際には普通救命講習を実施しておりますので、平成24年度以降に個々で取得している職員や他の機関による受講者と臨時職員の受講については把握ができておりません。

また、救命技能の維持向上のため心肺蘇生法が更新されるため、普通救命講習修了証にも定期的な講習を受けるよう記されておりますが、これはちょっと必須じゃないということですので、計画的な運用実施となっております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

現在101名の方が講習されておるようで、まだ97名の方がほいたらやってないということですね。途中で止めたわけですよ。結果的には、

これは先ほど言いましたように必須ではないんですけども、一応これは普通救命講習実施要綱というのが消防署の方にももらったんですが、基本的の方針として、やっぱり従業員30人以上とかそういう所の防火管理者を置くような団体といますか、そういう所ではどうしても人が集まるということなんです。だから、その中にやっぱりこういう講習を進めていくということでやっておられるんですけども。町も当時からそういう方針でやっていこうと。一通り、回うたら次更新していけば、大体遅れても5年に一度の新しいやり方というのですか。そういうのを新しい技術もついていくし、それから一度やっただけでは、どうもずっとやれないと。やっぱり繰り返しやるということが資質の向上にもつながるしいうことで。特に職員の方は、いろんなイベントやいろんな場所に参加される可能性がありますので、どこへ行ってもやっぱりそういう資質を高めようということが大事であろうし。それから今度津波の問題が、その後津波の問題も出てきましたけど。せっかくこのAEDも各所に46基ですかね、設置しておるといときに、これはAEDの場合もそういう講習受けてなくても使うことはできますので。使うということには問題はないわけですけども、いざ使うとなると研修をきちっとしておった方が使えるようになるんですよ。

私もこれ持ってますけども、もう古くなりましたので講習はしてません。こんなカードをくれるんですね。この裏側には、2年から3年で講習してください。理由は何かという、今言いつた5年ぐらいに一遍にですね、救急救命のやり方というのが変わってくるんですよ。で、人工呼吸を先やるのか、心臓マッサージ先やるのかという付近も、前と後では逆転しておるような状況でして。そういう知識を持っていただくというのは一番大事と思うんですよ。

アメリカの調査によりますと、成人人口の2割の方がそういう蘇生法を知っておれば、大半の人が助かる率が高くなるといわれています。本当はこれ地域防災計画といますか、各地域の防災計画するに当たっても、そこにも何人かこう本当は持っていただくというのが大事だろうと思うんです。その前に、取りあえず職員も全員にやっぱりこれを持っていただく。ほんですずと順番にいけば、30人を1チームとして3名の指導者がやればできるようでして。これは消防署も依頼があればできるということでした。けど、前はなかなか教える人が少なかったです。時間はかかるけども3、4年にかけてこれの講習をしていこうということで、当時話し合いをしてやっておったのが、途中で止まった理由は何かなて思うて思うんです。これが、そしたら効力があるかとかいうところじゃなくて、一つの講習した証として皆さんに持ってもらおうと思うんですけども。

そのことを一遍やったら、そしたらそのことが無駄になるかいうものではないとは思いますが。やはり新しいことを知っていただくことが大事ですが。

今後、これをきちっと整理して、職員もまだ、今言いつたように198名のが101名だそうなので。でも101名の方も、何人かに見せてもろうたら結構3年以上、4年たっちょうというのが結構あつてですね。これはちょっとあれかな、問題かな思うて思うたがですよ。やっぱり防災の町でやっておる以上、ぜひ、忙しいかも分かんませんが、総務課長の方で研修の補償もしていただいてですね、3時間でできますので。

それをやっていただく方法は取れませんか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

現課からはですね、職員全員にこの講習を実施したい旨の申し出がございました。自分の所へ。で、指示を出しているのはですね、ご質問の途中でいただきましたが、さまざま講習がありまして。その全体整理をまずやって、その講習を一体誰が受けるべきなのかを整理して、優先順位を判断して、結果として普通救命講習を職員が受けるということが最上位であれば、それを実施する。あるいは、それがもしかしたら地域の方にお受けいただくことを促すことが優先順位として高いということであれば、その施策を講じたいと思いますし。もっと言えば、この普通救命講習よりも1ランク上のものを目指すのか。いろんなことがございまして、それをいったん整理をしてプライオリティーをしっかりと把握した上で実施に向けていきたいと思います。

あるいはこれだけではなくて、例えば災害時に毎年庁舎内で訓練をやっていて課題が出てくるんですけども。災害時に発生する特殊業務に対するスキルアップとかですね、これから講じていかなければならないことが山ほどございます。それらを一回全部テーブルの上に乗せて、で、プライオリティーをしっかりと設定をして、それを上位から順番に講じていくと。こういった体系的整備に少しお時間を頂きたいと思います。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

そういうことでやっていただけるということですので、検討していただいて。

やめた理由がちょっと、先ほどから聞きよったけど分かららったがですが。なぜ途中でやめたかなど。そのまま何気なしにもうやめていたのか。今、町長が言いつたような計画を前に調整をして、やめたのかなど。で、順番に受けておったら多分、そんなには職員の方にも負担にならないということで始めてきたと思うんですけども。それが途中でやめた理由は何かあったんですかね。

そのことをちょっと、原因はどんななつちよったかを教えてください。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問にお答えさせていただきます。

やめた理由がですね、何であったのかはちょっと明確に今お答えするものを持ち合わせておりませんが。恐らく、平成24年度にということでありましたら、当時のことを考えると恐らく、職員の講習よりもその地域へ出ていくワークショップを優先させていただいたということになっていると思います。ちょうどそのころが一番ワークショップのボリュームゾーンといえますか、一番開催回数が多かった時期でございまして。恐らくそ

ういうことではないかと思ひます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

分かりました。

ぜひ、全体的なことも確かに大事だと思うんですが、今言ったように、職員の方がやっぱり地域に出向いていってもそういうことを受けておっていただく方がいろんな面で、イベントやそんな方面も本当に対応する機会が多いと思ひますので、ぜひそういう知識をつけていただひて。必要に応じて上級救命講習ですか、あるいは普及員といひますか、そういうのもいろいろ講習があるようですので。ぜひ研修の中でもランクをきちっとしていただひて、やっぱりしていただくというのが大事だと思うひます。

これは受けていただひておる方が全部、ほいたらもうそれで駄目かいうて、そうではなくて知識は持つてると思ひますんで、それは効力はあると思ひます。効力はあると思ひますが、先ほど言うたように新しいやり方とか手法といひますかね、そういうのも違うてきてますので、新しい方法でやらんとちょっとでも効力が上がらんということになってきますので、それは対応していただひきたいと思ひてます。どうしても全員行かんのであれば、課内で何人かとかいうような方向でやっていただひたら、それほどご迷惑掛けんずくにできるかなと思ひてます。

それで、学校も先ほど言ったように AED かも置いてますが、学校の方は学校の先生とか、そういう形の方のこういう研修とか講習とかはどのように考へておられるんですかね。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは再質問にお答へ致したいと思ひます。

普通救命講習に関して保育所の職員、それから学校職員の状況についてご説明をさせていただひきたいと思ひます。

まず保育所の職員につきましては、基本的に3年ごとに定期的に講習を受けております。ただし、平日の昼間は保育業務がございますので、受講は時間外の対応として受講をしております。

それから小中学校におきましては、各校毎年度1名以上は普通救命講習を受講をしております。

そのほかに、夏の水泳時期の前の6月あるいは7月の参観日等に合わせまして、教職員のほか保護者、児童生徒も交えまして心肺蘇生法や AED を用いた簡単な講習、1時間程度の講習でございますけれども、これを全校において毎年度実施をしているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

ありがとうございます。

学校関係、特に保育所は小さい子どものおる所については、きちっと3年、まあこれそしたら新しいに更新はしていきゆうということですね。すごいいいことだと思ひますし、ぜひ町の一般職の方も見習ってやっていただひたいと思ひます。

検討していただくということですので、これで終わります。

次に、庁舎の管理についてお伺いします。

庁舎の管理については、労働安全衛生規則第23条で毎月1回以上開催義務付けておられるんですが、委員会からや消防署等から指摘や先輩議員からの指摘などはありませんでしょうか。

佐賀で言いますと、町民室や旧町長室、副町長室が物置になったり、あるいは防火ドアの前に物を置いて、火災時に機能しなくなっておるといった状況が見受けられます。通常火災でも本当に問題があるかと思うんですが。

犠牲者ゼロのまちづくりをしている町として、職員や住民が絶えず利用している庁舎の身近な危機管理ができてないのではないかと。

伺います。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

藤本議員の一般質問の1、防火対策についてのご質問の3番目のご質問、庁舎の管理について労安や消防からの指摘事項について、私の方から大方庁舎に関することにつきまして通告書に基づきお答えします。

ご質問の安全衛生委員会や消防からの庁舎管理上の指摘事項につきましては、安全衛生委員会からは庁舎等の保安上の指摘はあったところですが、防災対策上の指摘は現在のところありません。

また、黒潮消防署からは、消防設備の保守点検の結果によりこれまでに消火器の不備に関する指摘や火災報知器の一部不良の問題などの指摘がありましたが、その都度改善指導の内容に基づき改善を行ってきたところでございます。また、口頭で、防火扉の前に書類などが置かれており開閉に支障があるとの注意を受けた経過もあります。この防火扉に関しましては、いったんは改善を図っても時間が経過すると元の状態に戻ってしまうなど、問題がある状況です。特に現在、新庁舎への移転を間近に控え、大量の書類等の整理を行っておりますため、書類等が乱雑な状況になっていることもあり、改善された状態には至っていないのが現状です。

これまで指摘された内容について再度検証を行い、改善する必要があると考えますが、大方庁舎につきましては来年1月9日に新庁舎に移転することを予定しておりますため、この移転を契機に防災、防火上の管理も徹底するよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは引き続いて、藤本議員ご質問の防災対策についての3番目のご質問について、通告書に基づきまして佐賀支所についてお答えをさせていただきます。

まず、安全衛生委員会からの防災対策についての指摘としては、教育委員会の天井が落ちる恐れがある。そして、防火扉の前に物が置かれているという、2点の指摘がございました。

まず、1番目の教育委員会の天井が落ちる恐れがあるにつきましては、教育委員会の事務室の天井に取り付けられている蛍光灯の照明が夜間に落下致しまして、翌日の朝発見されました。

原因は、何年前か分かりませんが、かなり以前に照度を上げるために、天井の照明を1列から2列に増やしております。そのときに、天井下地材の位置を確認せずに、既存の照明の位置をずらせて2列の照明を設置したことによりまして、天井下地材のない場所に照明を取り付けていたものでございます。

その結果、蛍光灯の照明は天井材、天井のボードだけでは支える状態となってしまうまして、天井材だけで

は支えることができなくなった2つの照明が、落下したものでございます。幸いにして夜間に落下したことから、職員にけがはございませんでした。

現在は、照明の位置を10センチから30センチ程度変更致しまして、天井下地材である軽量鉄骨のある位置に照明のボルトを直接取り付けのように改修したところでございます。

なお、改修後のこの構造は、新庁舎も同様の構造でございます。

2点目の防火扉の前に物が置かれていることにつきましては、関係課に防火扉の前に物を置かないように注意を致しまして、撤去をしたところでございます。

次に、消防署からの指摘としては、1階宿直室押入れへの火災報知器の設置と、その警戒区域図の作成という2点の指摘がありまして、それにつきましては改善したところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

今日までに直したようでして。まあ結構なことだと思いますが。

普段日ごろから、何人か先輩議員の方からも言われておったと思うんです。議員の方からも聞きましたので。やはり、その指摘を受けたときは真摯（しんし）に受け止めてすぐにやれることですので、本来置いたらいかん所に置いてますので。これは意識の問題だろうと思うんですよ。防災意識の問題だろうと思うんです。もしこれが明日、今火事になったときに、やはり防火ドアが閉まららったということが原因で尊い命が失われるとかいうことがあったときは大変なことですので。そのところはやっぱり職員の意識を高めること。先ほど研修の話もしましたけど。研修の中でやっぱり防災意識っていうのか、これはやっぱり足元の中で危機管理をもうちょっとやっていくべきではないかな。身近な危機管理ですよ。大きなことを言いようがじゃなくて、身近なところで、やっぱりそういうちょっとしたことをやっていくということが大事であろうと思いますが。その付近はどういう意識付けをしていくのか、お伺いしたいと思えますし。

特に先ほど出ておった、1月から新庁舎に移転を致します。心配するのは、そういう意識のまま新庁舎に行ったとしても、おんなじようになるんじゃないかなと心配しよります。例えば、ファイリングシステムでやっていくということ決めてますので。決めておったと思うんですけど。それが今度、本当に守られていくかなということも心配しますし。現実的にまた机の上にごんごんごん荷物積み重なっていくということになっていかないように、この一つの機会ですので。新しい庁舎にも行きますので。机の上へ置いたり、窓側の所が机よりか高くなるないように、従前から言われてますので。まあパソコン以外は机よりか高いことはあり得ませんので。そういう方向をぜひきちっとしておく。

なんぼ新しい施設ができて、そういうところの部分ができなかったら身近な危機管理ができません。身近な危機管理ができないと、自らの命とか来客者の命を守れませんので、次の行動が移れないということになってきます。

この付近は大丈夫ですか。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは再質問にお答えさせていただきたいと思えます。

今、議員がおっしゃられたことにつきましては今後十分に留意して、対応してまいりたいというふうに思っ

ております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

留意してやっていくということですので、少しは安心しました。

職員の身の安全や、来られた住民の安全確保というのは一番大事なところですので、十分。それから、消防やら安全衛生委員会から指摘受けたことは直ちにもうやっていただくと。いつまでも置かない。指摘受けてから相当時間かかっているとかいうことないように。そこら付近は管理者として、各課長も一緒ですが、きちっとしてほしいと思いますので、今後の対応に期待をします。

次に移ります。

黒潮町では人口減をストップするために空き屋対策等の事業を行い努力をしております。しかし、住宅の空き家が多いのか、最近、告知端末で町営、県営住宅の入居募集の放送がよく流れます。現在の状況はどのようなになっているのでしょうかを伺います。

また、これは通告書の所の右側に教育長いうて書いてみましたが、拳ノ川小学校では現在、児童数が16名の完全複式の学校です。伊与喜の小学校は15人で同じですが、学区の高齢化率は55パーセントの限界集落を筆頭に、平均46パーセントぐらいになっております。高齢化率は、このような状況では、児童数を維持向上するためには非常に難しいと思います。

私はそのためには住宅だろうと思うんですが、教育長はどのように考えるか。複式の分をこれ以上悪くしないためには住宅が必要だと思うんですが、その点をお伺いします。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、藤本議員の2番のカッコ1、町営住宅の空き家状況および若者定住のための住宅施策についてのご質問にお答えを致します。

現在、町営住宅入居者募集対象の空き家につきましては、全体で10戸でございます。また、若者定住のための住宅施策についてでございますが、若者世帯用の住宅として、拳ノ川特定優良賃貸住宅4戸の設置、および黒潮町総合戦略として、人口減少にどう歯止めをかけるのか、また、人口減少にどう対応していくのかという視点から、黒潮町への移住を促進し、子育て世帯を中心としました定住人口の増によるコミュニティーの活性化、地域振興を図ることを目的としまして、定住促進住宅の設置を現在、進めているところでございます。

しかしながら、拳ノ川特定優良賃貸住宅におきましては、現在、4戸のうち3戸が空き家となっている状況でございます。空き家3戸の入居者募集につきましては、随時募集を行っているところでございますが、現在も応募者がいない状況となっているところでございます。

この要因の一つとしましては、家賃が月額4万円と高いため申し込みができないとの声も多く寄せられており、建設当時、平成13年度でございますけど、これから比べますと状況が変化していると考えられます。

なお、家賃につきましては、黒潮町拳ノ川特定優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第2条、および第15条により定められているところでございます。

拳ノ川若者世帯用住宅につきましては、将来、地元の拳ノ川小学校の児童数にも影響されるものと懸念をされ、総合戦略の教育施策にも少なからず関連が出てくるものと考えます。つきましては、このような状況を踏

まえ、今後、拳ノ川若者世帯用住宅の在り方等を十分整理の上、家賃の見直しも含めた検討を早急に進めてまいりたいと存じます。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは藤本議員の一般質問に対して答弁をさせていただきます。

通告書にはございませんでしたけれども、教育長の考えをとということでございます。ご質問のとおり、拳ノ川小学校、伊与喜小学校に限らず、町内の小中学校の児童生徒数、年々減少をしている状況でございます。ここ数年の平均を取りますと、年間約20人あまり減少が続いているといったことでございます。その要因はもろもろあるかと思えますけれども、その一つとして、若者の定住のための住宅。これは大事なことはないかというふうに思います。当然、仕事の方ももちろんでございますけれども、住む場所ということで、特に若い世代にとっては住宅問題というのは大きな要因になるかというふうに思っております。

拳ノ川住宅のその現在の状況でございますけれども、今、建設課長から答弁があったとおり、4戸のうち3戸が空いているといった状況でございますし、そういった状況にはもろもろの原因があるかと思えます。そういった意味で、若い子育て世代の人たちが住む場所というのは、非常に大事になってきようかと思えます。

一応来年度の拳ノ川、伊与喜小学校の児童生徒数でございますけれども、現在のところ、拳ノ川小学校については15名で変わらないということで、伊与喜小学校も15名の予定ではないかというふうに思います。いずれ、新入生がないといったような状況も想定をされております。この住宅施策というのは非常に大事なことでないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

建設課長の方も教育長の方も、住宅の分については若者定住に一番重要であるという答弁をいただきましたが。

今年の春ですね、ある方から、地域に空き家がないだろうかという相談を受けました。その方は町外の自宅に引越しを考えていたけれども、子どもが同級生と一緒に小学校を卒業したいというたつての願いもあり、けれども若者定住住宅は、先ほど言いましたように家賃が高いと。本当に子育ての中で大変だということです。先ほど課長も言いましたように、平成12年度の建築、13年度から供用と思いますが、既に17年もたつておるけれども、そのままの4万円ということのようです。学校も地域の方も一緒に探して、やっと校区内に空き家を見つけまして、そこから元気で現在通っております。

今、課長の方が言われましたように、平成12年度のその建築の拳ノ川特定優良賃貸住宅、若者住宅は4世帯中3世帯が空いていますし、住宅は17年も経過して古くなっているのにもかかわらず4万となつており、募集してもなかなか入居者がいないのは、所在地の関係もそれは確かにあると思えますし。あるとは思いますが、やはり目的がそういう学校、保育所はもうなくなりましたけど、学校等の人口増というか生徒数増も大きな目的があつて、そこにその住宅を造つておるんです。だったら、やはりそこに入つていただける方をやっぱり考えていただきたいなと思うんです。それは今言つた通勤場所とかいろいろ、もろもろの影響があるとは思いますが、やはりその家賃がもし魅力があればですね、多少の距離でもそこへ入つていただける方も可能性として出てきます。不便な所におつて、なおかつ家賃も高くなつてきますとですね、これは入る方おらなく

なります。ですからそういうことを考えて、できればですよ、もう新学期の始まる前にですね、そういう家賃の条例を、臨時議会でもあればですね、対応していく考え方があるかどうか。その付近も踏まえてお答えしたいと思いますし。

それからもう一つは、その小さい小学校の一つである伊与喜小学校付近も、公営住宅も空き家がずっと続いておるんじゃないかなと思います。そういう所に対してこの子育て支援のことも考えて、住宅に、そこに入っただけの子育て中の家庭については何らかの方法で。家賃そのものは、住宅法があつて難しいとは思いますが。ですから、そのところには何かの対策方法は考えられないか。ほかのところでそうです。先ほど教育長が言いよったようにだんだん少なくなってきましたので、そういう定住を四万十町や四万十市へ行きよう職員などもおりますが、そういう方を含めてですね、やっぱり町内で子育てしていただけるような環境整備のために住宅をやっぱり考えていくということは考えておられるのかなと。

どうなんでしょうか。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは藤本議員の再質問にお答えを致します。

現在、係内ではもう既に検討に入つてはおります。状況によりましては、条例改正等も必要となつてまいりますので、早い時期にお示しするようにしたいと考えております。

また、ご質問の中で子育て世帯、定住促進に向けてそういう手当等できないかというご質問でございましたけど、現在、黒潮町には子育て世代への手当というものがいろいろございます。

そういうものを総合的に勘案して、今後検討していくべきだと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

前向きに考えていただけるということで回答いただきましたので、早いですがこれで私の質問を終わります。

議長（山崎正男君）

これで藤本君の一般質問を終わります。

この際、2時15分まで休憩します。

休 憩 14時 00分

再 開 14時 15分

議長（山崎正男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、濱村博君。

2番（濱村 博君）

それでは、大西行政の評価についてということでご質問させていただきます。

町長は素晴らしい行政を行ってこられましたし、今もまた行つてことは誰もが認める場所ではあると思っております。私ごときがあらためてこのような質問をするのはちょっと気が引ける場所ではありますが、私からの最高のお歳暮と思つて、町長、聞いてください。

それでは、1つ目のカッコ1。

町長は、町民の皆さんの大きな期待を受け、これまで頑張つてこられたと思うが、町長として目標としてき

たことは何だったのか。

この間には、スピード感を持って進めていかなければならないことが多く求められる状況に、大きな苦勞もあったのではないかとお察しします。この8年の期間は、我々も想像もできなかった震災対策も通常の業務に加え、防災、減災対策の強化が進められなければならない状況でもあり、町長が当初目標としていた事項の見直しなどが必要になったのではないのでしょうか。

いかがでしょうか、町長。お答えいただきたいと思います。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、濱村議員のご質問にお答え致します。

まず、目標とされている姿をとということでございますけれども、ごく当たり前の言葉になりまして大変恐縮ではございますけれども。

家計を預かる現役世代がしっかりと生産活動を行い、その対価を持って子育てや教育にしっかりと家計内で投資がされる。そして、その生産活動を通じ、頂いた税で社会的弱者と呼ばれる方々に対する福祉がしっかりと確立され、併せて地域づくりを行うことが、黒潮町の将来の姿であると考えてきたところでございます。

ご質問の中でもご指摘いただいておりますように、平成22年度末の東日本大震災の発災。それから約1年後の23年度末には内閣府が示したいいわゆる新想定において、黒潮町の各種業務のうち、防災分野に人的資源および財政的資源を傾斜配分しなければならない状況に置かれたことは事実です。

まず、人的資源につきましては、22年度末の東日本大震災を受け、直ちに防災業務の推進体制の整備について協議を開始し、それまで総務課が所管しておりました防災業務を情報防災課および南海地震対策係として平成24年度当初に新たに設置することで人的資源の再配分を行いました。併せて、地域担当制もスタートし、組織総体としての防災推進体制の整備を行ってきたところでございます。

次に、財政的資源についてでございますが、主に情報防災課が所管しており、主たる事業であります住宅耐震、避難道、避難タワー、避難誘導標識の整備、ならびに防災倉庫の設置につきましては、平成22年度から平成28年度までの7年間の決算ベースで約40億の支出となっております。

この連年の大規模な支出につきましては住民の皆さまからも大変財政的なご心配をお掛けしてきたのではないかとと思いますが、これら事業実施に当たりましては、新設されました緊急防災・減災事業債ならびに高知県津波避難対策等加速化臨時交付金を最大限活用したことにより、交付税および交付金として後年収入見込額を除いた全体事業費の約2パーセント、8,000万円が実質的な町の負担額ということになります。この間、膨大な防災事業を実施してまいりましたが、7年間で割りますと単年度1,000万円強の負担で、突出した防災財政事業期間であったにもかかわらず、最小限の負担で乗り切れたのではないかと考えております。

ご指摘いただいておりますように、人的資源につきましては相当負荷が掛かった期間もございまして、全体業務への影響が全くなかったとは言えませんが、職員の努力にもより、それらをクリアできたと考えております。

財政的には、主な指標はすべて改善され、この間、財政的体力は相当増してまいりました。従いまして、防災事業の実施により、その他の実施事項について大幅な見直しは避けられたのではないかと考えておりますし、また大幅な事業の見直しについて、それらを行うことは、そういうことになってはならないと考えて各種取り組みを進めてきたところでございます。

議長（山崎正男君）

濱村君。

2 番 (濱村 博君)

大変、事細かなご丁寧なご答弁ありがとうございます。

後ろの方でだいぶ引っ張れというような声が聞こえようですけど、なかなかうまくいこうよう配分しませんので、続いて、そしたら2番。

町長は先の答弁に対して、その目標をどのような取り組みで実行しようとしたか、具体的にご説明願えればと思っております。

町長、よろしくをお願いします。

議長 (山崎正男君)

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは、濱村議員のご質問にお答え致します。

まず、これまでの基本姿勢について申し上げ、事例を参考に答弁をさせていただきたいと思えます。

臨時職員を含め300名を有し、一般会計ベースでも単年度100億円の予算を投下する行政組織は、当町においてあらゆる意味でリーディングカンパニーとしての意識を持たなければならないと思っております。

特に経済的側面からは、長期に及ぶ景気低迷や、それに伴う先行きの不安、不透明感を起因とする事業所による投資控えや個人の消費性向の低下が地域経済の縮小を招き、結果として雇用の場の喪失につながり、人口流出を加速させる。その人口流出が、さらなる地域経済の縮小を招くといった、負のスパイラルが長く続いてまいりました。結果として起こる、町の基礎体力であります生産活動の縮小傾向をどう改善していくのか。この課題は教育から福祉に至るまで全般に影響を及ぼす最大の課題であると思っております。

先ほど申し上げましたように、家計を預かる現役世代がしっかりと生産活動を行い、その対価を持って子育てや教育にしっかりと家計内で投資がされ、その生産活動を通じ頂いた税で制度福祉が確立される。目指すべき社会の姿はこうであろうと思えます。

しかしながら、地方を取り巻く経済環境は厳しさを増し、個々のご家庭におきましては、努力をしてもなかなかその余力がないのが現状です。従いまして、諸課題は山積しておりますが、最も注力しなければならないのは、しっかりと収入が得られるための産業振興であり、併せて、網の目から漏れることのない福祉の確立です。これが町の基礎体力であると考えております。

この産業振興と福祉につきまして、これまでさまざまな施策を講じてまいりましたが、詳細については省かせていただき、具体例を示し、考え方を述べたいと思えます。

まず産業振興でございますが、大きく分けて2つの方向性を持って進めてまいりました。

1つは、それぞれ個々の経営体での対応が難しい。多額の経費を要する。どちらかといえば、ハードに属する基盤整備でございます。この間も、各漁港や農業施設、あるいは高性能林業機械等、生産活動を下支えする分野において関係機関と協議を進めながら整備を進めてきたところであり、これまでの整備によって今後の施設更新は必要であるとしながらも、ある一定の基盤整備はできたのではないかと考えております。

2つ目は、産業振興に影響を与え続ける機能の新設で、こちらはどちらかというとソフトに属するものです。これから重要なのは、この2つ目の機能をどれだけ配置できるか。そして、どう運用していくかです。

例えば、農業公社は新規就農者をどう確保育成していくかの核となる施設として設立をさせていただきました。現在、3期生が研修中でございます。

公社の最大の使命は新規就農者の育成にあります。それにとどまらず、卒業生へのその後のフォローと併せて、しっかりと自立経営を促し、その後には指導者として研修生の受け皿となり、新規就農者の育成に当たっていただくことで、新規就農者の確保育成の機能を拡大していく。時間はかかりますが、このスパイラルを構築しなければなりません。

現在では、公社単位では1年に1人の新規就農者の輩出となっておりますが、来年、指導機能強化を図ると1年に2人の輩出となります。1年で見ますと、それでもわずかでございますけれども、10年では20人、そしてその方たちに研修生の受け皿となっただけであれば、その効果は将来的に、飛躍的に増大致します。

また、第三セクターもこれまでの答弁の繰り返しになりますが、早期の自立を前提としながらも、それにとどまらず、町内各産品の営業を担う総合商社として設立をしてきたところです。現在、完全自立経営に向け努力をしながら、そこで培ったマーケティングや営業販売のノウハウを蓄積し、例えば、ふるさと納税事業においてそのノウハウを発揮しつつあります。

あるいは、商工会を窓口とした中小企業等支援事業では、円滑な資金繰り、経営の高度化支援を目指しており、こちらは外部の人的資源として金融機等にもご参画をいただいているところです。

これらは代表事例でございますが、総体的に言えば、行政が単年度でできることは限りがございます。単年度事業効果を持って町内全体への経済効果となると、まだまだわずかでございます。であるからといって、対症療法にとどまらず、そうであればこそ、いったん設置した機能が効果を発現し続けていく。そして、その効果が拡大されていく。10年先を見据えて、そういうモデルを配置することを目標としてまいりました。

しかしながら、まだまだ全体的にはその機能が不足しております。例えば、漁業においてもこういった機能は必要であり、現在その根幹となる漁法や有望対象魚種について漁業者に指導をいただきながら検討を進めているところです。

福祉についても同様に考えております。わが国におけるさまざまな医療福祉制度は、現段階における制度の継続性の評価を除くと、対象となられます方にとりましては一定充実したものであることは間違いないと考えております。しかしながら、地域でお暮しの皆さまの中にはたくさんの福祉課題がございます。それらは、ものによりましては必ずしも制度福祉の中で課題として上位に位置していると認識されているものばかりではございません。これらを解消し、本当の意味で暮らしやすい地域とは。そして、そのために必要な地域福祉施策とは。その本来の姿を追求する姿勢を常に持ち続けなければならないと考えてまいりました。

そのために、子どもから高齢者まで誰もが笑顔で穏やかに暮らせる、穏やかに過ごせるまちづくりを目指し、お互いさまの心で彩る、笑顔あふれるまちづくりを基本理念とし策定した地域福祉計画も第2期に入りました。その理念を単なる理念で終わらせることなく、具体的に進めていく推進体制としてあったかふれあいセンターの整備に取り組んできたことはご案内のとおりです。

単に、地域に集う場所を設置するということではなく、黒潮町全域をカバーする福祉ネットワークとしての確立を目指し、施設的には6カ所の整備構想のうち、現在4カ所の施設と、そのサテライトが稼働しています。この当町独自の新たな福祉ネットワーク構想の重点は、全町をカバーするネットワークであること。それぞれの地域特性に配慮した施設ごとの創意工夫、ならびに施設の持つ情報が共有され、しっかりと福祉施策に反映すること。これらによって、福祉を支えていただいている民間事業所や各種団体、民生児童委員の皆さま、各種ボランティアの皆さまと高度に連携をし、広義の意味での地域包括ケアシステムをつくり上げることにあります。多様な方の地域福祉への参画により、誰かが誰かを支えている。そういった地域、町を目指し、取り組みを進めてきたところです。今後はネットワークの早期整備を目指し、取り組みを進めますとともに、同時に医療や介護との接続を踏まえた高度運用の段階に入ります。

以上、代表事例を申し上げましたが、地方自治体の目的である住民福祉の増進は、現在世代への住民福祉の充実のみならず、将来にわたっても住民福祉の増進が図られる環境を整備していくことであると考えております。そのための機能を配置し、運用を掛けながら改善を繰り返し、その効果が発現、拡大され続ける仕組みづくりを目指してきたところです。

議長（山崎正男君）

濱村君。

2番（濱村 博君）

先ほどに続き、大変明確、事細かなご答弁、ほんとにありがとうございます。心強く思っております。

続きまして、カッコ3。

目標に対してできたこと。十分効果が出ていなかった。行政の成果をどのように評価しているかお伺い致します。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、濱村議員のご質問にお答え致します。

成果についてのご質問でございますが、現在、主要業務については戦略で管理することとしており、短期的な目標値への到達度の判定は年明けから始まります今年度の事業効果の検証と改善を目的としたアクションプランの策定を待たなければなりません。町行政の成果の最大の評価基準は、住民の皆さまが実感できるかどうかであると考えております。

そう考えますと、現段階において個別にはそれぞれの判断はあり得ようかと思えますけれども、全体的に住民の皆さまにすべての分野においてご実感をいただけるというところまでは到達していないと考えており、まだまだ努力が必要であると評価しております。

議長（山崎正男君）

濱村君。

2番（濱村 博君）

ありがとうございます。

それでは、続いてカッコ4。

これまで積み上げてきた大西行政の取り組みはどのように継続され、住民が黒潮町で暮らし続けていくためには今後どのように町行政を進めていかなければならないか、どのように考えているかお尋ね致します。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、濱村議員のご質問にお答え致します。

これまで答弁で申し上げてまいりましたように、現在世代への各種住民福祉施策の質の向上と併せて、中期的視野に立ち、黒潮町の将来を建設していくという姿勢を忘れてはならないと考えております。そして、それが単なる理念にとどまらず、しっかりと検証を踏まえ実行できるよう、現在、総合戦略、福祉計画、教育計画、防災計画の取りまとめを行っているところです。今後は、それぞれ各種計画をブラッシュアップを掛けながら、常に新しいことにチャレンジしていく姿勢を組織として定着させたいと考えております。

本格的な取り組みはこれからということになります。引き続き、その職責を担わせていただけるよう、来年

4月に予定されております町長選挙にチャレンジさせていただき決意を新たにいたしましたところ。

議長（山崎正男君）

濱村君。

2番（濱村 博君）

大変、来年の春に向けても楽しみながらご答弁もいただき、お気持ちも出させていただきました。

大変力強い明確なご答弁をいただき、心強く思っていました。

最後に、差し出がましいことかもしれませんが、町長、親心と思って聞いてください。

町長はいつも、何があっても職務が最優先。職務が大事とよく言っておりますが、町民、職員にとっては大変頼もしいことではありますが、町長は黒潮町の宝です。体、健康あつての物種です。何をすることも。

たまには体も休め、いたわり、健康には十分気を付けて頑張ってくださいますことを切にお願いし、時間はまだ十分余っておりますが、私の質問を終わらせていただきます。

議長（山崎正男君）

これで、濱村君の一般質問を終わります。

この際、2時50分まで休憩します。

休 憩 14時 36分

再 開 14時 50分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の質問者、宮川徳光君。

6番（宮川徳光君）

まさか今日の出番とは思いませんでしたが、議長のお許しが出ましたので、一般質問を致します。

今回は2問を構えてますが。

まず、1問目の高速道路についてということ。

入野地区や鞭地区については津波への堤防効果を期して盛土の計画とのことですが、この道路による周辺への津波高等の影響はないかとの住民の声が多く聞こえます。

そのような声を受けまして、まずカッコ1と致しまして、道路の建設によりましてその道路の海側と山側で予想される影響はとしております。

答弁をお願いします。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、宮川議員の1、高速道路についてのカッコ1、道路の海側と山側で予想される影響は、についてのご質問にお答え致します。

ご質問の高速道路の計画に当たっては、高知県が平成24年12月に発表した津波浸水予測に基づいて、浸水しない路面高が設定され、維持管理面や経済性等から総合的に判断して、盛土構造に決定したと伺っております。東日本大震災の事例もありますが、盛土という形状からある程度津波に対して堤防の役割も果たすものではないかと考えられます。しかしながら、地震が発生し津波が襲来した場合、道路を整備することにより周辺地域への影響については、今年度実施した現地測量等を踏まえた詳細な道路設計の中で検討すると伺っております。今年9月から開催致しました測量立ち入り説明会の場でも、同様のご質問、ご意見をいただいたところ

でございます。

今後、国土交通省において詳細な道路設計が進んだ段階で、道路構造等について地元との協議として、地元説明会が開催される予定と伺っております。

町と致しましては、住民の皆さまに十分な説明がなされるよう国土交通省と協議をしながら、必要な場合は要望も行ってまいります。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

今の答弁を聞きましてちょっと補足で質問させていただきますが。

その盛土の高さが分かれば教えてください。

それと、私、質問の中で周辺への津波高等の影響はないかという住民の声を受けてということで質問しましたが、その点、私聞き漏らしたかもしれませんので再度ご答弁願います。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

盛土の高さでございますけれども、津波高が例えば入野周辺、早咲周辺ですと、浸水深最大 10 メーターとなっております。その高さより高く、今の段階で計画をしているとお聞きしております。

2 つ目の、津波高等への影響はないかにつきましては、現在のところ分かっておりません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

この住民の声というのは、大量の海水が押し寄せてきますので、今度造られるその道路でせき止められると、それから上流部へ流れていきますその海水がせき止められて周辺に、というふうな意味合い。その周辺の津波高がさらに高くなるのではないかというご心配です。

あと 1 点、山側でということはどうでしたかね。妙に、ちょっと聞き取りが悪いので申し訳ないです。

それと、その山側でということと、ちょっと聞き漏らしましたが、何年度ぐらいに今のところを計画されているか、分かれば教えてください。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

山側についてのことにつきましても、今の段階ではどの程度影響があるかということについて分かっておりません。

今後の予定としましては、今年度、佐賀から入野地区にかけて測量を実施しております。今年度末にはその成果が出ると思われませんが、その測量の成果を基に、来年度道路詳細設計に入っていると伺っております。その設計につきましても、1 年ないし 1 年半ぐらいを要するというふうになりますので、早くて 30 年度末、遅く

ても31年度中には地元説明会に入っていくと、そのように伺っております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

説明会までの年度を教えてくださいましたけども。

それ以後の概況的なことは分かっていないのでしょうか。

答弁願います。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

今後のスケジュールと致しまして、一応案としてお聞きしているものをお答えしたいと思います。

約1年目から3年目にかけて、測量、そして詳細設計に入っていきます。そのうちその詳細設計で地元説明会を行い、ある程度その設計で進んでいくということになれば、4年目、5年目に用地測量、そして用地買収へと入ってまいります。そして6年目以降におきましても用地買収を行い、用地が購入された段階で工事に入っていくというふうにお聞きしております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

どうも。

1番は終わりました、2番ですが、影響はあまり、今のところは分からないということでしたが、その影響の程度が分からないというのは、それはそれで分かりましたけども。

同様の影響が懸念される個所は町内で何かありましたら教えてください。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、宮川議員の1、高速道路についての2として、影響があるとすれば他地区に同様の影響が懸念される個所はあるかについてのご質問にお答え致します。

津波高等の影響については、町としましてあるのかなのか申し上げることができないのが現状でございます。他の地区も含めて、国土交通省に確認をしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

分かりました。国の事業ということで、分かる範囲教えてくださいましたということで質問致しました。

1問目の方は以上です。

それから次に、2問目の行政運営についてということで質問致します。

平成23年3月の東日本大震災の発生後、新たな浸水予想などによる大幅な地震津波対策の見直しを受け、加えて34メートルという全国一の津波予想高もあり、この7年間ほどは防災一色と言っても過言ではない状況にありました。

一例としまして、大方バイパス絡みで移転を余儀なくされていた現大方庁舎の移転場所についても、平成23年当初ごろには現庁舎東側を予定していましたが、東日本大震災後、現在の高台の場所へ変更となり、先月11月に完成し、来年1月上旬からサービス開始の運びとなっております。

この大方庁舎移転を一つの転機ととらえ、以下を問うとしております。

まずカッコ1としまして、本庁舎の高台移転に伴い、より住民に寄り添った行政運営が必要と考えるが、基本的な考えはとしております。

この質問をするきっかけとなりましたのは、今、国道を車で走ったりしておりますと、新庁舎が山の上に、素晴らしいといいますか姿で出来上がってまいりました。そのあまりに素晴らしいといいますか、場所がもちろん高台へ、津波を避けて高台ということでございますが。高い所に素晴らしいもんができたなあという感じを受けまして、反面、その住民といいますか、住民の住宅、国道端にあります住宅はそのまま浸水予想区域に残るわけで。当初、この平成23年当時、庁舎の高台移転が決まったころに、庁舎だけ高い所に上げてという住民の声も聞こえてくることもありました。そういうこともあって、それは質問の一部分でございますが。

ちょっと前置きが長くなるといけませんので、通告書に基づいた答弁をお願い致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは宮川議員の2、行政運営についての1番目のご質問、より住民に寄り添った行政運営について基本的な考えについて、通告書に基づきお答えを致します。

本庁舎が高台へ移転するに当たり、防災機能の強化が図られる反面、日常的な利便性はどうしても低下をしております。

高齢者が増加する中で、失われる利便性を最小限とするため、高台にある庁舎まで来ずとも、基本的なサービスの一つである住民票や戸籍謄本等の発行が受けられるように、大方郵便局などと協議を行い、来年1月4日より、大方郵便局で住民票等の発行ができるようになったところでございます。

また、土佐入野駅から新庁舎までの区間の移動につきましても、今議会にその経費に係る予算を計上させていただいているところでございます。

このように現在、想定されることにつきましては、可能な限りの対応を取っておりますが、今後、想定していなかった問題も発生することと思っております。発生した場合は、内部で検討を行い対応していきたいと考えております。

また、全体的な行政施策につきましては、高台への移転にかかわらず、これまでも、住民に寄り添った行政運営を心掛けてきたところでございます。引き続き、住民本位での行政運営を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

どうも。

今の答弁の中にもありました、利便性が悪くなるので、その対策として大方郵便局などで簡易な、事務的なことができるというようなこともありましたけども、今言われたように利便性は確実に下がるわけです。

それで、先ほどちょっと話を止めましたけども、もう一つの私が考える大きなものとして、ちょっと、何言いますか、さっきの矢野議員の質問にもありましたけど、職員の考え方とか、立場に対する考え方ですかね。そういったものを振り返ってみますと、私は23年に議員の席を汚すこととなりましたけども、1年後に、職員も議員もおのこの立場の再確認をしてくださいというような意味合いの一般質問をしました。ほいでその中では、あいさつがまだまだだというような住民の声もお届けしました。その答弁も、まだまだだという答弁をいただいております。

その時期に、同僚議員いますか、その何いいますか、信頼される組織かどうかというような一般質問がありまして、町長の答弁では、まだまだ努力が必要というような答弁でございました。そういった、26年ですからまだ以後3年余りたってますので変わってるかもしれませんが、私の目なりではそんなにどんと変わっているというふうには受け取れないんで。そういう住民の感情がある中で、先ほど申しましたちょっと高い所に庁舎が行ったわけで。それと同じように職員も、場所は高くなっても構いませんけども、立場をより、議員もですけども、お互い確かめ合って本来の住民福祉、住民サービスに向けての気持ちをより持たないといけないような状況になってるというふうに私には思えての質問ですが。

ちょっと町長にお答えできればしていただきたいのですが、今度2期目終わって、来年また3期目を目指すということが先ほど濱村議員の一般質問の中の答弁でございましたが。その1期目の終わりぐらいに、今言った組織としてまだまだであると。で、現在のその点についての認識と、私が今質問した、高い所に引っ掛けたちょっと訳の分からんような質問ですが。

感じたまま思いを、ちょっと答弁願います。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

まず大前提は、もう高い所であろうが低い所であろうが、どこに庁舎の位置が変わろうがこれまでの姿勢は変わらず。今、議員からご心配いただいていることが杞憂（きゆう）であったと、一日も早くご実感いただけるように努力をしてみたいと思います。

また、組織につきましては、それぞれいろんな協議を進める中でさまざまな課題が出てまいります。先ほどの濱村議員の答弁でも申し上げましたけれども、まずは、やっぱりチャレンジ精神。前例がないからといって考えることにストップをかけるのではなくて、新しい黒潮町の将来を築き上げていくそのステップをきっちり踏んでいく。組織全体にそういったマインドを定着させていきたいと考えております。

特にこれまでも同様でございますけれども、すべてが庁舎内で完結するわけではなくて、職員、特に事業畑の職員なんかは、もうとにかく町内各地へ出掛けていっております。この姿勢も忘れないように、しっかりと住民の皆さんに、少し物理的な距離は離れたけれども、心配していたようなことではなかったなと一日も早く思っただけのよう、精一杯努力をしてみたいと思います。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

当たり前のことだと思いますので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

ちょっと先の質問と同じにした方がよかったかもしれませんが、今町長が触れられた、地域へ出て行ってという話がありました。今まで、今日の先の議員の質問でも、いろいろな研修について質問がありまして。それを聞いておりまして、何かこう研修のことだけをとらえて言うと、人頼りのような印象を私はちょっと受けたのです。それで、後の藤本議員の中では、研修よりもワークショップ。地域でのワークショップというような答弁もあって、ああ、その方が、その方がいうてもどっちを取れというんじゃないかって、それもより重要なことかなとちょっと思って聞きましたけども。

ちょっと飛ぶかもしれませんが。議員研修で平戸にふるさと納税日本一ということで研修に行かせてもらいまして、その中で電話対応、お客さまからの電話対応の一言一言にチェックをかけていったという、ちょっとなかなか厳しいなというふうなことがありましたけども。やはりその人頼りではなくってですね、職員の中でこうやるというのはすごい難しいことだとは思いますが。

そういったような仕組みづくりといいますか、取り組みをやっておられるかどうか、あれば教えてください。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

宮川議員の再質問にお答え致します。

さまざま取り組みを進めておりますが、例えば先ほど一例を出していただきました電話対応については、執行部間会議でも過去テーマになりまして、いったんマニュアル作成に踏み込んだことがございます。

ただし、やっぱり機械的なマニュアルを作ることよりも、その運用する主体者がどういう思いでそう運用されるかの方がよっぽど重要でございまして。基本的には、人頼りといいますか属人的なマインドをどう育て上げていくのかというのが一番重要であると思っております。ただし、これ言うは易し行は難しでございまして、理念とかが先行してもなかなか言葉とかでは通じないところもございまして。

一つ僕が期待するのは、今さまざまな計画策定をして、結果にこだわる計画策定をしております。やっぱり何かを業務として執行したときにきちんと成果が上がって、その情報と喜びが共有される。こういったことで、しっかりと職員マインドがこうプラスのスパイラルに向かうと。こういったことが僕は大変重要じゃないかなと思っております。当然、民間企業でもこういうことをされているわけですし。その面も、実は今回の計画策定には期待をする一つの要因となっております。

ただ、全体的にもし、電話対応が一例だと思うんですけども、そういった対応でもし住民の方から議員の方へ直接ご苦情があったりとかいうことでございましたら、即時お伝えをいただきまして、しっかりと組織内で共有をし対応をさせていただきたいと思っております。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

その住民からの苦情とかいうやつで、ちょっと余談というか、もう答弁は要りませんけども。

ある年配の女性からは、若い女性の電話対応で相づちがうんうんということがあったというふうな。私も、かなり前ですけども若い男性からうんうんいうて答弁されまして、ちょっと今戸惑ったことがありますけども。そういったことかなるべくないように、なっていくと思っております。

ということで。カッコ2番の方へいきます。

防災を切り口としたまちづくりも誇れるものだと考えます。冒頭申しましたように、この7年間弱というものはまさに防災一色と言っても過言ではありませんでした。それを切り口にして住民が一丸となって、コミュ

ニティーですか。そういったものが発展していくのであれば、それはそれで素晴らしいことだと思っております。この7年間はいいまちづくりができてるように私は感じておりますが。

一方、この7年弱の間にもしあの東日本大震災がなかったら、この7年間の間に私は、防災関連の一般質問が12回ですかね。7年間で12回ですので、数はどうか分かりませんが。ほかのいろんな産業振興が次に多いんですが。公共交通とか情報通信とか、いろんな分野の中で断トツに防災対策の一般質問の数が多いわけです。で、もしその東日本大震災がなければこういう質問はなかったであろうし、町長も町長に手を挙げたときに、頭の中にあっただのはこういうことではなかったと思うわけで。

そういった意味合いで、この進むべき方向というのを、もし町長がその手を挙げられた当時、どういうものを持っておいで、今現在、また8年たった今、また違った思いがあるのかどうか、お聞かせください。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは宮川議員のご質問にお答え致します。

まずは、通告書に基づいて答弁をさせていただきたいと思っております。答弁漏れございましたら、また再質問でお願い致します。

内閣府から示されたいわゆる新想定以降、官民協働で防災に取り組んできたところは周知のところですが。この間、防災を進めてきまして実感していることがございます。それは、防災には団結を醸成する力があるということでございます。このことは理論的理解ではなくて実感をしています。スタートは狭義の意味での、狭い意味での防災であったかも分かりませんが、地域で議論を重ねていくうちに、自らの命についてのみならず、他者の命についても思いを馳せる絶好の機会となっていると思っております。それぞれ住民の皆さまが町内各地域で議論を繰り返してこられる中で、そういうことが随分芽生えてまいりました。地域でお暮らしの皆さんがそれぞれ互いを思いやり、地域のことを考える。まさにまちづくりの根幹ではないかと思っております。スタートは、先ほど申し上げましたように防災であったかも分かりませんが、地域で防災の在り方を追求していく中で、防災を切り口に住みやすい地域づくりにつながっていくと確信を致しております。

まちづくりの全面に対外的に防災を掲げるかどうかは別にして、防災を進めてきたからこそ幸福を実感できるようになった、それが目指すべきところであると考えているところです。そして将来、防災が文化として定着をし、防災という言葉自体も必要がないくらいになれば、黒潮町の防災はある一定のところへ到達できたということになるかと思います。また、そのときには思いやりにあふれた素晴らしい町になっていると、そう確信をしているところです。

まだまだ道のりは長いですが、そういった町の将来像を住民の皆さまと共有しながらまちづくりを進めていくことが肝要であると考えております。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

その防災を切り口としたまちづくり、私も同感です。

私が今ちょっとお尋ねした中で、最初の選挙に手を挙げたときの何か思いがあればということと。

今その防災の町はそれで素晴らしいのですが、ほかに何か考えることがあるのであれば。

その2点についてお聞かせください。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

宮川議員の再質問にお答え致します。

先ほど申しあげましたように、防災のまちづくり、地域づくりに非常に大きく貢献できる材料ではないかなと思っております。これは、防災を掘り下げていきますと、やはりそれはもう理論的にきちんと整合性が取れているものでありまして、特に今黒潮町が進めようとしています地域防災、地区防災。こういったことはわが国の特性の民族性でありますとか、そういったことにも起因をしているところです。

例えば諸外国でありますと、例えば災害は神様が起こすものである、そういった価値観の所もございまして、あるいは、すべてにおいて自己責任において防災を完結しなければならないという思想の国もございまして。そういう中で、わが国のように地域を大事に、地域コミュニティがしっかりと発達をし、それによって諸課題を解決してきたという歴史があるわが国の文化特性。こういったものもしっかりと加味されるようなものになっておりまして、この防災を切り口にまちづくりを行っていくというのは、ある意味、理論的に整合性が取れているものだと思っております。これは先ほど答弁でも申しあげましたように、理論的理解ではなくて実感をしているところです。

また、最初に立候補させていただきましてときの公約にも防災を掲げておりましたが、本当に反省もしなければならぬと思っておりますけれども、まさかこの規模の地震を経験することになるとは実際に思っておりませんでしたし、当然、それに合わせて自分たちの町が日本一の想定を受けるということも想定はしておりませんでした。従いまして、非常に防災を軽く考えていたというところとちょっと語弊があるかも知れませんが、ここまで深刻にとらえることができていなかったと、今も反省をしているところです。

先ほど申しあげましたように、当初、どういう思いであったのかということでは、この質問でもご指摘いただいておりますように、かなり防災に特化した機関がございまして、自分の中でその防災を理解するために理論構築を何回も何回も繰り返し、その都度有識者の皆さまに分からないところは問いということで、防災に対する人格形成を繰り返し行ってまいりました。従いまして、今のところ、当初どう考えていたかということよりもはるかに、この防災を切り口とした地域づくりの方が重点がかなりウエートを占めておりまして、決して間違っている方向ではないのかなと思っております。

もう8年前のこととして、何を切り口ということをごとこまで詳細に突き詰めて考えていたかということ、なかなか詳細についてここで答えるほどの記憶がないんですけれども。全体的な答弁になって大変申し訳ございませんが、この防災を切り口にまちづくり、地域づくりを行っていくという方向性は、きっとこれしかないということではございませんけれども、あながち間違っている方向性ではないと、現段階でも考えております。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

どうも私の質問の仕方がいつも悪いんですかね。答弁が私の問おうとしていることとはちょっと違うんですが。

私はこの7年間は素晴らしい行政だったと思っているということは先ほど申しあげました。今その防災を切り口として素晴らしいまちづくりができると。私はまさに同感です。

でも、町長が立候補されたときは、その震災のまだ1年前ぐらい前だったわけで、その当時どういう思いがあったのかなというのが。私はずっと、あの震災がなければ私の一般質問も違う、どんな一般質問をするんや

ったんかなあとというふうにずっと思うていたわけですよ。今となったらささいなことかもしれませんが。

それと、防災は素晴らしいことで、それでいいですよ。やけど、ほかに何か取り組みたい思いがあれば教えてくださいということをお聞きしたいわけですよ。

あれば教えてください。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

先ほどと重複する答弁になりますけれども、自分が描く社会像といいますか、町の姿といいますか。自分が就任させていただいたときは、本当に景気はどん底だったと思います。自分の周りにも、やっぱり仕事を失った方、友人もたくさんおられましたし、なかなかじゃあ次の仕事をといても、なかなかその仕事先も見つからないと。そういったような、本当に景気のどん底であったと思います。そういう環境をやっぱり見るにつけて、これが黒潮町の元気のない原因だなと思ったことを今でも思い出すことができます。従いまして、先ほど申し上げましたように、しっかりと現役世代が生産活動にいそしみ、そしてその生産活動で得られた糧で、しっかりと家庭内で子育てであったりとか教育にしっかりと投資がいただける。そして、現役を退かれた、やっのご苦労からこう少し離れられて、のんびり生活をしていただきたい方にはできるだけ不都合、不便のない環境整備。そして、不安のないしっかりとした地域福祉の確立。これが自分の思いでございます、これはもう一切ぶれてございません。

また、防災一色とご指摘をいただきましたが、確かに防災色は強かったんですけれども。これも先ほどの答弁と重複しますが、ほかの事業にできるだけ影響を及ぼさないように防災を進めてきたつもりではあります。

従いまして、防災を進める上において何かを犠牲にしてきたという認識はございませんで、しっかりと及第点が頂けるかどうかの評価は別にして、防災のために何かの事業がこう犠牲になってきたとか、あるいは福祉がおろそかになったとか、そういったことにはなっていないと自分では認識しております。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

何回も繰り返しますけれども、よかったというて、7 年間よかったというて評価しちゃうがですよ。それが何かがおそろかになったからいうことを指摘しようわけじゃなくって、町長の思いがあればということで。今までやってこられたことはすごい、それで素晴らしいことやと思って、質問書にも書いておると思いますけど、防災を切り口とした町づくりも誇れるものとする、いうて私は書いてます。全国に誇れるもんだと黒潮町の取り組みは思ってますが。それはそれでいいですよ。だけど、町長に手を挙げるぐらいだからいろんな思いがあったんかなと思うて。ちょっと余談的なことになっちゃいますけども。3 回同じこと言いましたんで、もうやめませんが。

あと、どうしましょかね。何か漏れたこと。準備をしとつても漏れますけども。今日はちょっと時間が早く来ましたんであれですが。

一応通告書に基づいたご答弁はいただきましたんで、じゃあこれで私の質問を終わり、ちょっと時間がありますけん一言。繰り返しになりますけども、やっぱり住民感情としては高いという、職員が高い所へいるのはかまんですけど、高くないように十分気を付けられて、よかったよかったいうふうになっていただくことを期待して、一般質問を終わります。

議長（山崎正男君）

これで宮川徳光君の一般質問を終わります。  
以上で、本日の日程はすべて終了しました。  
本日はこれで散会します。

散会時間 15時 38分